

2011年2月

発行登録追補目論見書

Deutsche Bank



# ドイツ銀行

ドイツ銀行AG ロンドン 2018年3月9日満期  
円貨決済型 ブラジル・リアル建  
ディスカウント債券

- 売出人 -

エイチ・エス証券株式会社

ドイツ銀行AGロンドン 2018年3月9日満期円貨決済型ブラジル・リアル建ディスカウント債券（以下「本社債」といいます。）の償還金額および利息額は、ブラジル・リアルをもって表示されますが、その支払は一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われます。そのため、支払われる償還金額および利息額の円貨額は、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。これらの外国為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、本社債要項の概要、5. 償還」をご参照下さい。

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されており、これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客さまに告げなければならないこととされております。

～登録の意義について～

登録を受けた信用格付業者は、誠実義務、利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

以下、主な無登録信用格付業者についての内容をご説明いたします。

### ○スタンダード&プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

#### <格付会社グループの呼称等について>

- 格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングス・サービス（以下「S&P」と称します。）
- グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

#### <信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載。

#### <信用格付の前提、意義及び限界について>

- S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性及び流通市場での価格を示すものでもありません。
- 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。
- S&Pは、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&Pは、提供された情報について、監査・デュー・デリジエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

### ○ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

#### <格付会社グループの呼称等について>

- 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）
- グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

#### <信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載。

#### <信用格付の前提、意義及び限界について>

- ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。
- ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。
- 信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。
- ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

### ○フィッチ・レーティングス (Fitch)

#### <格付会社の呼称等について>

- 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）
- グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

#### <信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について>

- フィッチのホームページ（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載。

#### <信用格付の前提、意義及び限界について>

- フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性及び市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。
- フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、平成22年12月17日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記各会社のホームページをご覧ください。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【証券情報】 .....	3
第1 【募集要項】 .....	3
第2 【売出要項】 .....	3
1 【売出有価証券】 .....	3
2 【売出しの条件】 .....	4
第3 【第三者割当の場合の特記事項】 .....	20
第二部 【公開買付けに関する情報】 .....	21
第三部 【参照情報】 .....	21
第1 【参照書類】 .....	21
第2 【参照書類の補完情報】 .....	21
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	22
第四部 【保証会社等の情報】 .....	22
発行者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	23
有価証券報告書の提出日以降における重要な事実 .....	24
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 .....	55

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 22-外26-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月10日

【会社名】 ドイツ銀行  
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長  
ジョナサン・ブレイク  
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Debt Issuance)  
ディレクター 欧州市場部長 マルコ・ツィマーマン  
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance Europe)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 D-60486 フランクフルト・アム・マイン  
テオドル・ホイス・アレー70  
(Theodor-Heuss-Allee 70, D-60486 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽  
弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03-6212-8316

【発行登録の対象とした売出  
有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 35,000,000ブラジル・レアル (17億1,955万円)  
(注) 上記日本円の換算は、1ブラジル・レアル=49.13円の換算率 (平成23年2月7日現在のPTAXレートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート) により換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年10月8日
有効期限	平成24年10月7日
発行登録番号	22-外26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 2,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
22-外26-1	平成23年2月10日	25,000,000豪ドル (2,032,000,000円(注1))	該当なし	
実績合計額		2,032,000,000円(注2)	減額総額	0円

(注1) 円貨換算額は、1豪ドル=81.28円(平成23年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の豪ドルの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値)により換算されている。

(注2) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 197,968,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」	ドイツ銀行
「計算代理人」	ドイツ銀行ロンドン支店
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「日本円」または「円」	日本の法定通貨
「ブラジル・レアル」	ブラジル連邦共和国の法定通貨
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### 【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行AGロンドン 2018年3月9日満期 円貨決済型ブラジル・リアル建ディスカウント債券 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	35,000,000 ブラジル・リアル (注2)	売出価額の総額	21,126,000 ブラジル・リアル (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 ブラジル・リアル
償還期限	2018年3月9日(以下「満期日」という。)		
利率	年率0.50% (注) 日本円で支払われる各計算額当たりの利息額は、当初利息決定日には計算代理人により以下の算式に基づき決定される。 $24.86 \text{ブラジル・リアル} \times \text{参照レート}$ 日本円で支払われる各計算額当たりの利息額は、その後の利息決定日には計算代理人により以下の算式に基づき決定される。 $25.00 \text{ブラジル・リアル} \times \text{参照レート}$ いずれの場合も、円単位未満を四捨五入する。 詳細は、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。		
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名称	エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿6-8-1 (以下「売出人」という。)		
摘要	(1) 利払日 利息は、2011年9月9日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)まで毎年3月9日および9月9日(当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げ、繰り下げられた日が翌月となる場合は、当日の前営業日とする。)に後払いされる。 (2) その他 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)のデット・イシュアンス・プログラムに基づき、2011年3月9日(ロンドン時間)に発行会社により発行される。

(注2) ユーロ市場における本社債の売出券面総額は35,000,000ブラジル・リアルである。

(注3) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用

格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）よりA+格、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）よりAa3格、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAA-の長期発行体格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日現在、かかる格付の変更はされていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

S&P、ムーディーズおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」、ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

（<http://www.fitchratings.co.jp>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の60.36% (注1)	申込期間	2011年2月10日から 2011年3月4日まで
申込単位	額面10,000ブラジル・ レアル以上 額面10,000ブラジル・ レアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における 本店および所定の営業 所(注2)	受渡期日	2011年3月10日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または名称	該当なし	売出しの 委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込みおよび払込みは、各申込人により売出人との間の外国証券取引口座約款に従ってなされる。かかる約款に基づき申込書を提出していない申込人は、売出人に申込書を提出する必要がある。外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同約款の規定に従い本社債



の券面の交付は行わない。

- (注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人（U.S. person）に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人（United States person）に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この（注4）において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

## 本社債要項の概要

### 1. 通貨、額面、様式、券面、決済機関、本社債保有者

#### (1) 通貨および額面

ロンドン支店を通じて行為する発行会社の本社債は、ブラジル・リアル建で額面金額10,000ブラジル・リアル、額面総額35,000,000ブラジル・リアルで発行される。本社債の「計算額」は、10,000ブラジル・リアルとする。

#### (2) 様式

本社債は、無記名式で発行され、発行時に一または複数の大券（以下各々「大券」という。）により表章される。

#### (3) 仮大券・交換

(a) 本社債は、当初、クーポンまたはレシートを伴わない仮大券（以下「仮大券」という。）の様式で発行される。仮大券は、クーポンまたはレシートを伴わない永久大券（以下「永久大券」という。）と交換することができる。仮大券は、本社債の当初発行日までに決済機関の共通預託機関（以下「共通預託機関」という。）に引き渡される。本社債が仮大券により表章されている間、交換日（以下に定義される。）までに本社債について支払われる元本、利息（もしあれば）その他の金額は、米国財務省規則の規定により、本社債に係る権利の実質所有者が米国人ではない旨または米国人に転売するために本社債を購入したものではない旨の（所定の様式による）証明書を決済機関が受領しており、かつ決済機関が（その受領した証明書に基づき）同様の証明書を財務代理人に付与した場合にのみ、仮大券の呈示と引換えに支払われる。

(b) 仮大券は、その発行日から40日後の日（以下「交換日」という。）以降、仮大券に記載されるとおり、請求により、実質所有者の証明書が付与されていない場合は当該証明書と引換えに、永久大券に係る権利と（無料で）交換することができる。

(c) 仮大券の保有者は、交換日以後に履行期が到来する利息、元本その他の金額の支払を徴収する権利を有しないが、正当な実質所有者の証明書があるにもかかわらず、仮大券の永久大券に係る権利との交換が不当に保留または拒絶されている場合はこの限りでない。

(d) 永久大券は、交換事由が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を個別の確定様式によるブラジル・リアル建本社債（以下「確定証券」という。）と（無料で）交換することができる。ここで、「交換事由」とは、①債務不履行事由（後記「10. 債務不履行事由」に定義される。）が発生し、継続していること、②決済機関が14日間（祝日、法定その他の休日を除く。）連続で休業していること、または業務を永久に停止する意向を発表した旨もしくは実際に営業を停止し承継決済機関を利用することができない旨の通知を発行会社が受けたこと、または、③発行会社が、本社債が確定様式による永久大券により表章されていた場合であれば受けなかったと思われる不利な税効果を受けたことまたは受けることとなることをいう。交換事由が発生した場合、発行会社は、後記「13. 通知」に従い、速やかに本社債保有者に対する通知を行う。この場合、決済機関（永久大券に係る権利の保有者の指図に基づき行為する。）は、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができ、また上記③の交換事由が発生した場合、発行会社もまた、財務代理人に対し交換を求める通知をすることができる。かかる交換は、財務代理人が最初に通知を受領した日から45日以内に行われる。

#### (4) 決済機関

仮大券および永久大券は、決済機関によりまたは決済機関のために、永久大券について本社債に基づく発行会社のすべての債務が履行されるまで、共通預託機関により保管される。「決済機関」とは、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム、ルクセンブルグおよびユーロクリア・バンク S. A. /N. V. ならびにかかる資格におけるこれらの承継人をいう。

(5) 本社債保有者

「本社債保有者」とは、決済機関その他の証券決済機関に預託される本社債について、預託された本社債に対する割合的共同所有権その他の受益権またはこれに類する権利の保有者およびその他確定証券がある場合には確定証券の持参人をいう。

2. 地位

本社債に基づく債務は、発行会社の無担保の非劣後債務であり、相互に同順位であって、法律により優先される債務を除き、発行会社の他のすべての無担保の非劣後債務と同順位である。

3. 利息

(1) 利息

(a) 各本社債は、2011年3月10日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から本社債の額面残高に対して年率0.50%で利息を生じる。利息は、各利息期間について発生する。

(b) 「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から利払日（同日を除く。）までの期間をいう。

(2) 利払日

利息は、2011年9月9日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年3月9日および9月9日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げ、繰り下げられた日が翌月となる場合は、当日の前営業日とする。）（以下各々「利払日」という。）に後払いされる。

(3) 利息額

利息期間について支払われる利息の金額（以下各々「利息額」という。）は、計算代理人により計算される金額で、利息期間中における大券により表章される本社債の発行済額面総額に、利率および日割計算端数を乗じて得た額（ブラジル・センターボ単位未満を四捨五入する。）に相当する金額とする。

(4) 利率

利率は、年率0.50%とする。

日本円で支払われる各計算額当たりの利息額は、当初利息決定日には計算代理人により以下の算式に基づき決定される。

$$24.86 \text{ブラジル・リアル} \times \text{参照レート}$$

日本円で支払われる各計算額当たりの利息額は、その後の利息決定日には計算代理人により以下の算式に基づき決定される。

$$25.00 \text{ブラジル・リアル} \times \text{参照レート}$$

いずれの場合も、円単位未満を四捨五入する。

(5) 計算および決定

別段の定めがない限り、本項に基づくすべての計算および決定は、計算代理人が実行する。計算代理人は、利率が決定されるべき時点またはそれ以後可及的速やかに利率を決定する。

(6) 利率および利息額の通知

計算代理人は、各利息期間の利率および各利息額について、発行会社および本社債保有者に対し、その決定後可及的速やかに（いかなる場合においてもその決定から4営業日以内に）通知されるよう手配する。通知された各利息額および利払日は、利息期間の延長または短縮の場合には、通知を行うことなく、事後的に変更することができる（または調整により適切な代替措置を講ずることができる。）。かかる変更は、本社債保有者に対し、速やかに通知される。

(7) 決定の拘束力

計算代理人により付与され、表明され、実行されまたは入手されるすべての証明、通信、意見、決

定、計算、引用および決議は、（明白な誤謬がない限り）発行会社、財務代理人、支払代理人および本社債保有者を拘束する。

(8) 利息の発生

各本社債は、元本の支払が不当に留保または拒絶されない限り、償還の期日の前日（同日を除く。）以降は利息を生じない。発行会社が期日に各本社債を償還しない場合、利息は、償還の期日（同日を含む。）から、①本社債について履行期が到来しているすべての金額が支払われた日、および②本社債について支払われる資金の全額が財務代理人により受領された日から5日後のいずれか早い方の日（同日を含まない。）まで、本社債の未払額面金額に対し最終発生利息期間について適用される利率で発生し続ける。

(9) 定義

「営業日」とは、ロンドン、サンパウロ、ニューヨークおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。

「日割計算端数」とは、利息期間について、以下の算式に基づき利息期間の日数を360で除して算出される数をいう。

$$\text{日割計算端数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

ここで、

「Y<sub>1</sub>」は、利息期間の初日が属する年を数字で表わしたものである。

「Y<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌日が属する年を数字で表わしたものである。

「M<sub>1</sub>」は、利息期間の初日が属する暦月を数字で表わしたものである。

「M<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌日が属する暦月を数字で表わしたものである。

「D<sub>1</sub>」は、利息期間の最初の暦日を数字で表わしたものである。ただし、この数字が31である場合、D<sub>1</sub>は30とする。

「D<sub>2</sub>」は、利息期間の最終日の翌暦日を数字で表わしたものである。ただし、この数字が31であり、かつD<sub>1</sub>が29より大きい場合、D<sub>2</sub>は30とする。

「利息決定日」とは、利払日の5営業日前の日をいい、「当初利息決定日」とは、2011年9月9日に履行期が到来する当初利払日の5営業日前の日をいう。

「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から最初の利息期間終了日（同日を含まない。）までの期間、およびそれ以後の利息期間終了日（同日を含む。）から次の利息期間終了日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「利息期間終了日」とは、2011年9月9日に開始する満期日（同日を含む。）までの毎年3月9日および9月9日をいう。

「参照レート」とは、利息決定日または償還決定日について、午後6時前後（サンパウロ時間）のPTAXレートの売り呼値の逆数（小数第二位未満を四捨五入する。）をいう。

ここで、

「PTAXレート」とは、利息決定日または償還決定日について、ブラジル中央銀行がSISBACENデータ・システム上で公表する1円当たりブラジル・リアル数として表示される日本円／ブラジル・リアル商業レート（取引コードPTAX-800（為替レート照会番号）、オプション5、売り呼値）をいい、このレートは、ブルームバーグ・ページ<BZFXJPY Index>または日本円／ブラジル・リアル参照為替レートを表示するために当該ページと差し替えられるその他のページもしくはサービスに表示される。

予定満期日前に「混乱事由」が発生した場合、米ドル／ブラジル・リアルのレートを確定するため、以下の「混乱フォールバック」が次に掲げる順序で適用される。結果として得られる参照レートは、

米ドル／日本円ビッド・レートを混乱フォールバックにより得たレートで除して算定され、小数第二位未満を四捨五入する。

- (1) 第一フォールバック参照価格：EMTA ブラジル・リアル産業調査レート12ブラジル・リアル
- (2) 第二フォールバック参照価格：EMTA ブラジル・リアル指示調査レート13ブラジル・リアル
- (3) 決済レートの計算代理人による決定

ここで、

(i) 「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート12 ブラジル・リアル」とは、利息決定日または償還決定日における直物レートが、同日の午後3時45分前後（サンパウロ時間）またはそれ以後実行可能な限り速やかにEMTAのウェブサイト（www.emta.org）上で公表されるように、2営業日決済のための1米ドル当たりブラジル・リアル額として表示される米ドルに対するブラジル・リアル／米ドル指定レートとなることをいう。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル産業調査方法（すなわち、EMTA ブラジル・リアル産業調査レートを確定するためにブラジル・リアル／米ドル直物市場に積極的に参加しているブラジルの金融機関の集中的業界調査のための手法（2004年3月1日制定、随時改正））に基づきEMTA（またはEMTAがその裁量で選任するサービス提供者）により計算される。

(ii) 「EMTA ブラジル・リアル指示調査レート13 ブラジル・リアル」とは、利息決定日または償還決定日における直物レートが、同日の午後12時前後（サンパウロ時間）またはそれ以後実行可能な限り速やかにEMTAのウェブサイト（www.emta.org）上で公表されるように、2営業日決済のための1米ドル当たりブラジル・リアル額として表示される米ドルに対するブラジル・リアル／米ドル指定レートとなることをいう。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル指示調査方法（すなわち、EMTA ブラジル・リアル指示調査レートを確定するためにブラジル・リアル／米ドル市場に積極的に参加しているブラジルの金融機関の集中的業界調査のための手法（2004年3月1日制定、随時改正））に基づきEMTA（またはEMTAがその裁量で選任するサービス提供者）により計算される。

(iii) 「混乱事由」とは、価格情報源の混乱または価格実体をいう。

ここで、

「価格情報源の混乱」とは、利息決定日または償還決定日について、PTAXレートがSISBACENデータ・システム（取引コードPTAX-800、オプション5）上で公表されないことをいう。

「価格実体」とは、利息決定日または償還決定日について、PTAX米ドル・レートとEMTA ブラジル・リアル産業調査レート12 ブラジル・リアルとの差またはPTAX米ドル・レートとEMTA ブラジル・リアル指示調査レート13 ブラジル・リアルの差が3%を超える事象をいう。ただし、EMTA ブラジル・リアル産業調査またはEMTA ブラジル・リアル指示調査に対する反応が不十分である場合、価格実体事由もまた発生したとみなされる。

(iv) 「米ドル／日本円ビッド・レート」とは、ロイター・ページJPNWまたはその代替ページもしくは承継ページ上に表示される利息決定日または償還決定日の午後4時前後（ニューヨーク時間）の1米ドル当たり日本円額のビッド・レートをいう。当該レートが利用できない場合、計算代理人は、利息決定日または償還決定日に誠実かつ商業的に合理的な方法により、米ドル／日本円ビッド・レートを決定する。

「償還決定日」とは、満期日（以下に定義される。）の5営業日前の日をいう。

「日本円」または「円」とは、日本の法定通貨をいう。

「米ドル」とは、アメリカ合衆国の法定通貨をいう。

## 4. 支払

### (1) (a) 元本の支払

本社債が大券により表章されている期間、本社債の元本は、米国外の財務代理人の指定事務所において支払時に大券の呈示および（一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われる。

元本の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の元本は、財務代理人または米国外のその他の支払代理人に対する確定証券の呈示および（本社債が裏書きされる一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われる。

### (b) 利息の支払

本社債が大券により表章されている期間、本社債の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所において大券の呈示と引換えに支払われる。利息の支払は、財務代理人により大券上に記録される。

確定証券の利息は、米国外の財務代理人の指定事務所または米国外のその他の支払代理人の指定事務所においてクーポンの呈示および（本クーポンが裏書きされる一部支払の場合を除き）引渡しと引換えに支払われ、クーポンが発行されていない場合、または利払予定日以外の履行期の到来した利息の場合は、確定証券の呈示と引換えに支払われる。

「米国」とは、アメリカ合衆国（各州およびコロンビア自治区を含む。）、準州および属領（プエルトリコ、米領バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア、ウェーク島および北マリアナ諸島を含む。）をいう。

### (c) クーポンの引渡し

クーポンを付して交付された本社債は、本社債に関する履行期末到来のすべてのクーポンとともに最終償還のために呈示され、（償還金額の一部支払の場合を除き）引き渡されなければならないが、これができない場合には、履行期の到来していない不足クーポンの金額（全額が支払われない場合、未払いの償還金総額に対する支払償還金額の割合に応じた不足クーポンの金額分）が最終償還時に不足していなければ支払われた金額から差し引かれる。

履行期末到来のクーポンが付されていないか、または引き渡されていない確定証券が支払のために呈示された場合に、上記に従い減額すべき金額が、減額がなければ確定証券の償還期日に支払われるはずだった償還金額を上回るような満期および利率を付して本社債が発行されている場合、履行期末到来のクーポン（本社債に付されているかどうかは問わない。）は、上記に従い、減額すべき金額が減額がなければ支払われるはずであった金額を上回らない金額となるように、無効としなければならない（またかかるクーポンについての支払は行われない。）。

前記規定の適用により、確定証券に関連する履行期末到来のクーポンの一部（全部ではない。）を無効としなければならない場合、支払代理人は、履行期末到来のクーポンのいずれを無効とするのかを決定するものとし、このために履行期日が遅いクーポンを早いものより優先して選択するものとする。

### (2) 支払方法

適用される財務その他の法令に従い、本社債に関する未払額は、自由に譲渡可能かつ換算可能な通貨にて、ブラジルの主要な金融センターの銀行で振り出されたブラジル・リアルで支払可能な小切手により、または支払人の選択により、支払人が当該金融センターの銀行に開設しているブラジル・リアル建口座（日本円による支払の場合、非居住者口座）宛の振込入金により支払われる。

### (3) 免責

本社債が大券により表章されている期間、発行会社は、支払うべき金額について大券の保有者またはその指図先に対する支払により免責される。決済機関の記録上大券により表章される本社債の特定の元本額の実質所有者として表示される者は、発行会社が当該大券の保有者またはその指図先に対して行った支払に対する持分について、決済機関のみに頼らなければならない。確定証券について、

発行会社は、本社債の持参人に対する支払により免責される。

(4) 支払営業日

本社債に関する金額の支払日が支払営業日でない場合、本社債保有者は、その翌日まで関係する場所では支払を受けることができず、かかる遅延について付加的な利息その他の支払を受けることができない。

「支払営業日」とは、呈示場所、ロンドン、サンパウロ、ニューヨークおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。

(5) 元本および利息の記載

本社債要項における本社債に関する元本の記載は、償還金額、早期償還金額その他本社債に基づきまたはこれに関して支払われることがある金額を含むものとみなされる。

## 5. 償還

(1) 満期償還

本社債の元本は、2018年3月9日（当日が営業日でない場合は翌営業日に繰り下げ、繰り下げられた日が翌月となる場合は、当日の前営業日とし、以下「満期日」という。）に、償還金額（後記「6. 償還金額の計算」に定義される。）により償還される。

(2) 早期償還金額

本社債の元本の早期償還金額は、計算代理人が算出した計算額に相当する日本円（0円を下回らない。）の公正価値から早期償還手数料を控除した額である。公正価値は、計算代理人の合理的な裁量により決定される。公正価値を決定する際には、発行会社の財務状況は考慮されず、発行会社は本社債の債務を完全に履行することができるものとみなす。

(3) 不法行為による償還

本社債に基づく発行会社の債務の履行またはかかる債務をヘッジするための取決めが、適用される現在または将来の法律、規則、規制、判決、命令または政府、行政府、立法府、司法府もしくは司法権の命令もしくは指令を遵守した結果により、またはこれらの法律等の解釈により、全部または一部において、違法、不法もしくは別途禁止されているものであるか、または禁止される見込みであると計算代理人が合理的に判断した場合、発行会社は、本社債保有者に対して、10日以上30日以下の通知（撤回不能である。）をすることにより、かかる通知の期限が終了した時点で、すべて（一部は不可）の本社債を償還することができる。この場合、本社債は、早期償還金額に償還日（同日を除く。）までに発生した利息（もしあれば）を加算した額により償還されるものとする。

(4) 早期償還手数料

「早期償還手数料」とは、計算代理人により決定される、本社債の償還およびこれに関連するヘッジの終了、決済もしくは再設定または関連する取引のポジションに関して発行会社に発生する一切の経費、費用（資金調達損失を含む。）、公租公課の総額（重複はしないものとする。）に相当する金額である。この金額は、本社債の各元本額に対して比例案分される。

## 6. 償還金額の計算

本社債の元本の「償還金額」は、公正かつ商業上合理的な方法により、計算代理人により算出される金額であり、日本円により支払がなされる償還金額は、償還決定日において、計算代理人が以下の算式に基づき決定する。

$$10,000 \text{ブラジル・リアル} \times \text{参照レート}$$

ただし、償還金額は、いかなる場合も0円を下回ることはない。償還金額は、円単位未満を四捨五入する。

## 7. 財務代理人、支払代理人および計算代理人

### (1) 選任

財務代理人、支払代理人および計算代理人ならびに各々の事務所は、以下のとおりである。

財務代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、  
グレート・ウィンチェスター・ストリート1  
ウィンチェスター・ハウス

支払代理人： ドイツ銀行ロンドン支店

連合王国、ロンドン EC2N 2DB、  
グレート・ウィンチェスター・ストリート1  
ウィンチェスター・ハウス

財務代理人は、計算代理人を兼務する。

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、その事務所を別の事務所に変更する権限を常に有する。

### (2) 選任の変更または終了

発行会社は、いつでも、財務代理人、支払代理人または計算代理人の選任を変更または終了し、別の財務代理人、別のもしくは追加の支払代理人、または別の計算代理人を選任する権限を有する。発行会社は、常に財務代理人および計算代理人を維持しなければならない。これらの代理人の交替、終了、選任または変更は、債務超過の場合（この場合は直ちに効力が生じる。）を除き、30日以上45日以下の事前の通知を本社債保有者に対して行うことにより、その効力を生じる。

### (3) 発行会社の代理人

財務代理人、支払代理人および計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債保有者に対して義務を有するものではなく、本社債保有者との間に代理関係または信託関係を有するものでもない。代理契約には、これらの代理人の合併先もしくは再編先の企業、連結先の企業または資産の全部もしくは大半の譲渡先である企業が、かかる代理人の承継人となることを認める条項が存在する。

## 8. 税務

本社債について支払うこととなる金額に関し、控除または源泉徴収される公租公課等の政府による税金は、かかる控除または源泉徴収が法律により要求されている場合には、控除または源泉徴収される。

## 9. 本社債の時効、交換

### (1) 時効

本社債は、元本の場合は該当日から10年以内に、利息の場合は該当日から5年以内に支払のために提示されなかった場合には、無効となる。

「該当日」とは、最初に履行期が到来した日をいう。ただし、支払金額の全額が、かかる履行期までに財務代理人により正式に受領されていない場合はこの限りでない。この場合には、支払金額の全額が正式に受領された日をいい、かかる効力発生の通知は、本社債保有者に対して適切に行われるものとする。

### (2) 交換

本社債を紛失、盗難、損傷、摩損または破損した場合には、財務代理人の指定事務所において、これにより生じた経費および費用の請求額を支払い、かつ発行会社が合理的に要求する証拠および補



償条件に従うことにより、交換することができる。損傷または摩損した本社債は、新たな社債が発行されるまでに提出されなければならない。

## 10. 債務不履行事由

### (1) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下各々「債務不履行事由」という。）が発生した場合には、本社債保有者は、保有する本社債の期限の利益の喪失を宣言し、早期償還金額に償還の支払日までの利息を付して直ちに償還するよう請求することができる。

(a) 発行会社が支払期日から30日以内に元本または利息の支払ができない場合

(b) 発行会社が本社債につき発生するその他の債務をその支払期日までに履行できず、かかる不履行につき財務代理人が本社債保有者からの通知を受領した後60日を経過した後も当該不履行が継続している場合

(c) 発行会社が支払能力に欠けていることを発表した場合または支払停止に陥った場合

(d) ドイツの裁判所が発行会社に対する倒産手続を開始した場合

本社債の期限の利益の喪失の宣言は、その宣言前に債務不履行事由が治癒した場合には、行うことができない。

### (2) 定足数

上記(1)(b)に規定する事由について本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知は、当該通知の受領時点において、債務不履行事由のうち上記(1)の(a)、(c)または(d)に規定する事由が発生していない限り、財務代理人が、発行済の本社債の元本額の10分の1以上の本社債保有者から当該通知を受領した場合にのみ有効となる。

### (3) 通知の様式

上記(1)に基づく通知（本社債の期限の利益の喪失を宣言する通知を含む。）は、財務代理人に対し、書面により宣言書を手渡す方法または書留郵便で送付する方法により行うものとする。

## 11. 発行会社または支店の交替

### (1) 交替

以下の場合には、発行会社（または事前に発行会社の地位を交替した会社）は、本社債の元本または利息の支払に不履行がない限りにおいて、本社債保有者の同意なくして、いつでも、本社債に基づきまたは関連して発生する一切の債務につき、発行会社に代わり、他の会社（以下「承継債務者」という。）を主たる債務者として交替することができる。

(a) 承継債務者が、本社債に基づきまたは関連して発生する支払債務を全額引き受ける場合

(b) 承継債務者が、必要なすべての認可を取得して、財務代理人に対し、本社債に基づき発生する債務の支払または交付を完了するために必要なすべての金額を所定の通貨建てにより送金することができる場合

(c) 発行会社が、撤回不能かつ無条件で、各本社債保有者について、本社債に関する承継債務者からの未払金全額の支払を保証する場合

発行会社は、本社債保有者に対して通知することにより、本社債のために行為する支店を変更する権限を有し、かかる通知を行う前に変更が行われていない場合には、かかる変更日を当該通知に明記するものとする。

### (2) 通知

発行会社または支店の交替についての通知は公表される。

### (3) 記述の変更

発行会社または支店が交替した場合には、本社債要項中の発行会社に関する記述は、その時点以降、

承継債務者を指し、発行会社の税務上の住所国または居住国に関する記述は、その時点以降、承継債務者の税務上の住所国または居住国を指すものとみなす。

## 12. 追加発行および買入れ

### (1) 追加発行

発行会社は、随時、本社債保有者の同意なくして、本社債と同一の条件を有する社債を発行し、発行済である本社債とともに単独のシリーズとすることができる。

### (2) 買入れおよび消却

発行会社は、随時、公開市場においてまたはその他の方法により、本社債を買い入れることができる。発行会社が買入れた本社債は、発行会社の選択により、保有、転売または消却するために財務代理人に提供することができる。

## 13. 通知

確定証券が発行されるまでの間、かつ本社債を表章する大券のすべてが決済機関により保有されている限りにおいて、発行会社は、決済機関が本社債保有者に対して連絡するため、本社債に関するすべての通知を決済機関に対して行うことができる。かかる通知は、決済機関に対して行った通知の日付にて本社債保有者に対してなされたものとみなす。

## 14. 1999年契約法（第三者の権利法）

本社債に関する条項を有効にするため、1999年契約法（第三者の権利法）に基づく権利は、いかなる者に対しても付与されない。ただし、この点については、同法とは別途存在し、または利用可能である、あらゆる者の権利または救済手段につき影響を与えるものではない。

## 15. 社債権者集会

代理契約には、本社債または代理契約の条項の変更に関する特別決議による承認を含め、本社債保有者の利益に影響する事項につき検討するための社債権者集会の招集に関する規定がある。社債権者集会は、発行会社による請求があった場合または発行済の本社債の元本額の10%以上を保有する本社債保有者の書面による請求があった場合に招集することができる。特別決議を可決するための社債権者集会の定足数は、発行済の本社債の元本額の50%以上を保有する複数の者であり、延会となった社債権者集会の定足数は、保有する本社債の元本額とは関係なく、本社債保有者またはその代理人が複数いることである。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（①本社債の満期日または本社債の利息の支払日の変更、②元本または本社債に関する未払利息の利率の減額または取消、または③本社債の支払通貨の変更を含む。）が議案に含まれる社債権者集会においては、定足数は、発行済の本社債の元本額の4分の3以上を保有する複数の者であり、または延会となった場合には、発行済の本社債の元本の4分の1以上を保有する1名以上の者である。社債権者集会で可決された特別決議は、当該社債権者集会に出席していたかどうかにかかわらず、すべての本社債保有者を拘束する。

財務代理人および発行会社は、本社債保有者の同意を得ずに以下の変更を行うことがある。

(a) 本社債保有者の利益を損なわない本社債または代理契約の変更（上記のものを除く。）

(b) 本社債または代理契約に関する形式上の点、重要性の低い点もしくは技術的な点についての変更、明白な誤謬もしくは実証された誤謬を訂正するためになされる変更、または法律上の強行規定を遵守するためになされる変更

かかる変更は、本社債保有者を拘束するものであり、変更後可及的速やかに本社債保有者に通知される。

## 16. 準拠法および裁判管轄

### (1) 準拠法

約款、本社債およびこれらに基づきまたは関連して発生する一切の契約外の義務については、英国法が適用され、同法に従って解釈される。

### (2) 裁判管轄

発行会社は、本社債保有者のために、英国裁判所が、本社債に基づきまたはこれに関連して発生する一切の紛争（これに基づきまたは関連して発生する契約外の義務に関する紛争を含む。）を解決するための裁判管轄を有し、よって、本社債に基づきまたはこれに関連して発生する一切の訴訟、裁判または手続（以下「裁判手続」と総称する。）（これに基づきまたは関連して発生する契約外の義務に関わる紛争を含む。）は、英国裁判所に対して提訴されるものとする。

発行会社は、現在または将来、英国裁判所における裁判手続の法廷地の指定に対する異議申立ておよび不都合な裁判所において裁判手続が行われることに対する訴えを放棄し、さらに、英国裁判所において裁判手続について出された判決は、発行会社を最終的に拘束するものであり、他の法域の裁判所に対する拘束力を有することに撤回不能の形で合意する。

本項は、裁判管轄を有するその他の裁判所において、発行会社に対する裁判手続（本社債に基づきまたはこれに関連して発生する契約外の義務に関わる裁判手続を含む。）を行う権限を制限するものではなく、一または複数の法域における裁判手続を行うことが、同時か否かを問わず、その他の法域における裁判手続を排除するものでもない。

### (3) その他の書類

発行会社は、約款において、上記とほぼ同様の条件で、英国裁判所を裁判管轄とする旨規定している。

## **本社債に関するリスク要因**

### **適合性**

本社債は、すべての投資者に適した投資対象ではない。本社債への投資を予定する投資者は、各自の状況を考慮して投資に関する適合性を判断しなければならない。

### **固定金利**

固定金利を生み出しまたは支払う本社債は、特定の利払日において固定額の利息を支払い、または一定の条件が成就した場合に固定額の利息を支払うことができるものである。固定金利債券である本社債に投資する投資者は、市場金利の上昇リスクにさらされ、投資者が受け取る固定額の利息は、変動金利債券に投資していた場合に受け取っていたはずの利息よりも少額となる。固定金利債券である本社債の市場価格は、投資者が他の商品に投資した方がより高いリターンを得ることができると考えた場合には減少することとなる。

### **通貨連動型債券**

通貨連動型利付債券は、各種通貨間の為替相場を参照して決定される可変金利による利息を生み出し、またはかかる可変金利による利息を支払うものである。通貨連動型償還債券は、発行会社が額面金額を支払うことにより、および／または各種通貨間の為替相場を参照して決定される金額を支払うことにより償還されることがある。そのため、通貨連動型償還債券への投資には、通貨への直接投資と同様の市場リスクを伴うことがある。

### **本社債の利息および／または償還金額は算式を参照して計算される**

本社債が、利息の支払額、ならびに／または償還時において支払われる償還金額および／もしくは引き渡される資産の価値を計算する際の基礎として算式を参照するものとして発行される場合には、投資予定者は、当該算式を確実に理解すべきである。

### **本社債は相当額のディスカウントで発行される**

本社債がその元本額から相当額のディスカウントで発行される場合、本社債の市場価格は、ディスカウントで発行されない伝統的な利付証券の価格に比べ、一般的な金利変動に対してより不安定になる傾向がある。

## 発行会社に関するリスク要因

ドイツ銀行により発行される本社債への投資は、ドイツ銀行が支払期日において本社債に基づく債務を履行することができないリスクを伴っている。

### 格付

独立性のある一定の格付機関が発行会社に付与した格付は、発行会社が適時にその債務を履行することができる能力を示す指標である。各基準において付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関は、債務が全く履行されないリスクまたは適時に履行されないリスクがより高いと評価していることになる。本書の日付現在、発行会社には以下の格付が付与されている。

格付機関	長期	短期	見通し
スタンダード・アンド・プアーズ・レイティングズ・サービシズ (マグローヒル・カンパニーズ・インクの一部門)	A+	A-1	安定
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク	Aa3	P-1	安定
フィッチ・レーティングス・リミテッド	AA-	F1+	ネガティブ

格付機関は、短期間の通知により格付を変更することがある。格付の変更は、発行済証券の価格に影響を与えることがある。格付は、デット・イシューアンス・プログラムに基づき発行される本社債を購入、販売または保有することを推奨するものではなく、かかる格付を付与する格付機関により随時停止、変更または撤回されることがある。

### 課税上の取扱い

以下の情報は、現在施行されている税法および税務実務を完全に要約するものではない。そのため、本社債の購入予定者には、本社債に関する取引による税効果について自己の税務顧問に相談することを推奨する。

本社債の購入者および／または売却者は、本社債の発行価格または（発行価格と異なる場合には）購入価格による支払に加え、税務上自己が居住している国または居住しているとみなされる国の法律および行政実務に従い、印紙税その他の公租公課の支払を要求されることがある。

本社債に関する取引（購入、譲渡または償還を含む。）、本社債に基づき支払われる利息の発生または受領および本社債の所有者の死亡により、特に購入予定者の税務上の地位によって決定される税効果が発生することがあり、これらは、印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、キャピタルゲイン税および相続税に関係することがある。

#### 1. ドイツにおける課税

##### 非居住者

経過利息を含む利息およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、①本社債が、本社債保有者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合、または、②所得がその他の理由によりドイツ源泉所得となる場合

はこの限りでない。①および②の場合には、ドイツの居住者と同様の税制が適用される。

ドイツの非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯加算税を免除される。しかし、前段落の規定により利息についてドイツの税金が課され、かつ本社債が支払代理人の保管口座で保管される場合には、一定の場合に源泉徴収税が課されることがある。本社債が支払代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債の売却、譲渡もしくは償還による手取金が支払代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉徴収税が課される。源泉徴収税は、税金の査定または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

## その他の税金

本社債の発行、交付または履行に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税は課されていない。

## EU貯蓄課税指令

貯蓄所得税に関するEC理事会指令2003/48/ECに基づき、EU加盟国は、2005年7月1日から、他のEU加盟国の税務当局に対し、その域内の者から当該他のEU加盟国の個人居住者に対し支払われた利息（またはこれに類する所得）の支払の詳細を提供することを要求されている。ただし、同指令の移行期間中、オーストリアおよびルクセンブルグは、これに代わり、（移行期間中に他の方法を選択しない限り）かかる支払に関連する源泉徴収制度を運用することを求められている。移行期間は、他の一定の国々との間で情報交換に関する一定の協定を締結することができれば終了する。多くのEU非加盟の国および地域（スイスを含む。）は、同日から効力を生じる類似措置（スイスの場合には源泉徴収制度）の採用に同意している。

2004年1月26日付の立法規制により、ドイツ連邦政府は、同指令を国内法化して施行する条項を制定した。同条項は2005年7月1日から適用されている。

2008年9月15日、欧州委員会は、欧州連合理事会に対し、同指令の運用に関する報告書を発行した。同報告書には、同指令を改正する必要性についての委員会の勧告が含まれている。2008年11月13日、欧州委員会は、多くの改正提案を含むさらに詳細な同指令の改正案を発表した。欧州議会は、2009年4月24日に同提案の修正版を承認した。同指令についてかかる改正がなされた場合、上記要件の適用範囲が変更または拡大されることがある。

発行会社は、EU貯蓄課税指令により課される源泉徴収税について追加額を支払うものではない。

## 2. 連合王国における課税

以下の情報は、連合王国において現在施行されている税法および税務実務を完全に要約するものではない。以下の事項は、本社債の実質所有者である者に対してのみ適用されるものであり、連合王国の税制の一部に関する現行法令および税務実務に関する発行会社の理解の概要である。一定の事項は、特則が適用されることがあるクラスの者（ディーラーおよび発行会社の関係者等）には適用されない。本債券の保有を予定する者で、自己の税務上の地位に疑念を抱く者または連合王国以外の法域で課税されることがある者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

### ドイツ銀行ロンドン支店による仲介以外の方法で発行された本社債

本社債の利息は、連合王国の所得税を源泉徴収されることなく支払われる。

### 連合王国の情報収集権限

本社債保有者は、歳入関税庁が、本社債保有者のために本社債利息の支払もしくは入金を行う連合王

国に所在する者から、または本社債保有者のために利息を受領する連合王国に所在する者から、一定の場合に、情報（利息の実質所有者の氏名および住所を含む。）を入手する権限を有していることに留意すべきである。歳入関税庁はまた、2005年所得税法（取引等による所得）に規定する大幅にディスカウントされた債券に該当する本社債の償還時における支払額を支払う連合王国に所在する者から、または他の者のため当該支払額を受領する連合王国に所在する者から、一定の場合に、情報を入手する権限を有している。ただし、歳入関税庁は、かかる支払額が2010年4月5日以前に支払われた場合には、大幅にディスカウントされた債券の償還時における支払額に関する情報入手請求権限を行使しない旨を示す実務対応を発表した。かかる情報には、償還時における支払額の実質所有者の氏名および住所が含まれることがある。一定の場合に、歳入関税庁は、入手した情報を本社債保有者が税務上の居住者である法域の税務当局との間で交換することがある。

### 3. 日本における租税

本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20%（15%の国税と5%の地方税）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利子は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は非課税になる。内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の満期償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は、明確な規定はないため疑義無しとはしないが、償還差益（不足する場合は、償還差損）として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われた場合は、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、現行法令上の最高税率は50%（40%の国税と10%の地方税）である。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。さらに、上記差益のうち、償還金額と額面金額の差額部分について利子所得とする見解もある。償還差損については、明文の規定はないが、課税所得の計算上考慮されないもの（家事上の損失）として取扱うのが相当であるという国税庁の職員の見解が示されている。

社債の利子および償還差益で、外国法人の発行する社債に係るものは、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2009年度）（自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日）平成22年6月30日 関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2010年度中）（自 平成22年1月1日 至 平成22年6月30日）平成22年9月30日 関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月10日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成22年8月16日および9月22日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1記載の有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年7月9日に関東財務局長に提出

3記載の平成22年9月22日提出の臨時報告書について臨時報告書の訂正報告書を平成22年10月8日関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類 1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類 4 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月10日）現在、重大な変更は生じていない。
- (2) 参照書類としての当該有価証券報告書には将来に関する記述（その後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成23年2月10日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。当該有価証券報告書の提出日以後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類（その添付書類

を含む。)における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日(平成23年2月10日)現在において判断した事項である。

なお、参照書類としての当該有価証券報告書、当該有価証券報告書の提出日以後に提出された訂正発行登録書および本発行登録追補書類(いずれも添付書類を含む。)における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

### **第3【参照書類を縦覧に供している場所】**

該当なし。

### **第四部【保証会社等の情報】**

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル債券市場部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 欧州市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成22年9月30日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成19年9月25日(発行日)の募集)

ドイツ銀行 AG ロンドン支店第2回変動利付円貨社債(2007)

券面総額又は振替社債の総額 600億円

## 有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

### **ドイツ銀行 AG、欧州銀行監督委員会によるストレステスト（健全性審査）の結果を公表**

#### **景気悪化シナリオによる 2011 年の想定 Tier 1 比率は 10.3%、ソブリンリスクをさらに加えたシナリオでは同 9.7%**

ドイツ銀行 AG (XETRA:DBKGn.DE / NYSE:DB) は、欧州銀行監督委員会 (CEBS) が、欧州中央銀行 (ECB)、独連邦銀行 (ブンデスバンク)、独連邦金融サービス監督庁 (BaFin) の協力の下、欧州連合 (EU) 加盟国の銀行を対象に実施した 2010 年ストレステストの査定を受けました。

当行は、EU 域内で実施されたストレステストの結果を認めます。

当該ストレステストは、当行がバーゼル II の第 2 の柱 (Pillar 2) に従って実施しているリスク管理と定期的なストレステスト、ならびに資本要求指令 (CRD) を補完するものです。

この度のストレステストは、CEBS が定めたシナリオや手法、主要前提を基に実施されました (詳細は、CEBS のホームページで公表されている報告書をご覧ください)。今後の景気悪化を想定したシナリオの下では、当行連結ベースの中核自己資本 (Tier 1) 比率は 2009 年末時点の 12.6% に対し、2011 年には 10.3% になると想定されます。ソブリンリスク (政府債務の信認危機) がさらに加わったシナリオの下では、Tier 1 比率はさらに 0.6%ポイント低下して 9.7% (2011 年末時点) となるものと想定されます。なお、当該規制資本比率の最低基準は 4% です。

このように、ソブリンショックの発生を含む最も厳しい状況を想定したシナリオの下でも、当行の中核自己資本比率は今回の査定の目的に限って定められた基準値である 6% を上回っており、その額においては 141 億ユーロの余力がある結果となりました。なお今回設定された基準値は、規制上の最低基準を意味するものでも (規制上の当該比率の最低基準は 4%)、CRD の第 2 の柱に沿って監督機関が見直しを行い決定されたリスクプロファイルを反映した資本の目標値でもありません。

この度のストレステストは、幾つもの単純化のための主要な共通の仮定 (例えば、バランスシートを一定としながら、買収は考慮に加えるなど) を前提としていることから、標準的シナリオの下で得られた結果は、比較を目的としてのみ提供されるものであり、将来の予測値を示すものではありません。

この度のストレステストは、EU 全域を対象に実施するために考案された複数のシナリオに基づいており、その結果を解釈するにあたっては、シナリオ間の相違を受けた結果の違いに留意する必

要があります。景気悪化シナリオの下での結果は、現在の状況を反映したもの、あるいは現在の資本ニーズを表しているものではありません。また、景気悪化シナリオは、可能性は存在するものの極端な前提を含む「仮定」に基づいたものであり、これが現実化する可能性も大きくないため、ストレステストは将来の予測値を提供するものではありません。各銀行の状況によって、異なる条件設定が異なる結果に結びつく可能性があります。

#### 【補足情報】

EU 全域で実施された 2010 年ストレステストは、欧州連合（EU）の経済・財務相理事会（ECOFIN）の命を受け、CEBS が ECB や各国監督当局、欧州委員会の協力の下で実施したものです。その目的は、EU 域内における銀行セクター全般の経営体力を調べると同時に、今後、ソブリンリスク等のクレジット/市場リスクがさらに増大した場合の各行の余力を査定することにあります。

また、ストレステストは、EU に加盟する 27 カ国における銀行セクターの連結総資産規模の 50% 超を占める、域内 20 カ国の銀行 91 行を抽出して個別に実施されました。査定は、ECB や欧州委員会と緊密に連携をとって開発・合意した 2010 年/2011 年マクロ経済シナリオ（標準的および景気悪化シナリオ）を用いたものです。

シナリオや手法、総評や各行の個別結果などの詳細は CEBS から入手可能です。また、BaFin や連邦銀行のホームページからも入手できます。

以 上

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、現実の結果を、将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なるものにする可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の重要な部分を得ているその他の地域における金融市場の動向、借り手または取引相手による将来の債務不履行、戦略的施策の実践、当グループのリスク・マネジメントの施策、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) から入手可能な2010年第1四半期決算補足財務データをご参照ください。

## ドイツ銀行 AG、2010 年第 3 四半期にポストバンク関連費用 23 億ユーロを除いたベースで 11 億ユーロの純利益を計上

### ポストバンク関連費用を含んだベースでは 12 億ユーロの純損失を計上

- 税引前利益は 13 億ユーロを計上；ポストバンク関連費用を含んだベースでは、10 億ユーロの税引前損失を計上
- 純収益は 73 億ユーロを計上；ポストバンク関連費用を含んだベースでは、50 億ユーロの純収益を計上
- ポストバンク関連では、税金の恩恵を伴わない非現金費用を計上
- BIS 規制自己資本 (Tier 1) 比率は 11.5%、コア Tier 1 自己資本比率は 7.6% (これには 2010 年 10 月 6 日に成功裡に完了した 102 億ユーロの増資は未だ反映していない)
- CIB は底固い業績を達成し、税引前利益は前年同四半期比で 11%の増加
- PCAM は良好な業績となり、税引前利益は前年同四半期比で 14%の増加

ドイツ銀行 AG (銘柄コード XETRA : DBKGn.DE/NYSE : DB) は、本日、2010 年第 3 四半期および同年 1~9 月期の業績を発表しました。2010 年第 3 四半期の純利益は、ポストバンクの株式取得と関連する他社株転換義務条項付き債券にかかわる 23 億ユーロの費用計上を除いたベースで、11 億ユーロを計上しました。これに対し、2009 年第 3 四半期の純利益は、税金の恩恵 (純額) を含んだベースで 14 億ユーロでした。2010 年第 3 四半期、前述のポストバンクにかかわる費用を含んだベースでは、12 億ユーロの純損失となりました。報告ベースの希薄化後 1 株当たり純利益は、前年同四半期の 1.92 ユーロに対し、マイナス 1.75 ユーロとなりました。税引前利益は、2009 年第 3 四半期の 13 億ユーロに対し、2010 年第 3 四半期にはポストバンク関連費用を除いたベースでは 13 億ユーロとほぼ同水準となりました。ポストバンク関連費用を含んだベースでは、10 億ユーロの税引前損失となりました。当行の定義による (特筆すべき利益や費用を除く) 税引前平均アクティブ資本利益率は 13%、報告ベースによる当該比率はマイナス 10%となりました。

2010 年 1~9 月期の純利益は、2009 年 1~9 月期の 36 億ユーロに対し、ポストバンクの株式取得と他社株転換義務条項付き債券に関連した費用を除いたベースで 41 億ユーロとなりました。当該

費用を含んだベースでは、2010年1～9月期の純利益は17億ユーロでした。

2010年1～9月期の税引前利益は、2009年1～9月期の44億ユーロに対し、前述の費用を除いたベースで56億ユーロとなりました。前述の費用を含んだベースでは、33億ユーロの税引前利益を計上しました。

2010年1～9月期の希薄化後1株当たり純利益は、前年1～9月期の5.14ユーロに対し、2.33ユーロとなりました。当行の定義による税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同期と同じ18%となったのに対し、報告ベースの当該比率は、前年同期の17%に対し11%となりました。

ドイツ銀行 AG 取締役会会長のヨゼフ・アッカーマンは次のように述べています。「2010年第3四半期の業績は、マクロ経済と市場環境が依然として厳しい状況が続くなかで、ビジネスモデル調整後の当行の底力を再度示すものとなりました」

さらに、アッカーマンは次のように述べています。「当行は、この度、過去最大規模の増資を成功裡に完了し、予定しているポストバンク買収を主な目的として資本基盤を強化しました。その一方で、リスク/リターン構造を大幅に改善することで、主導的な投資銀行としての基盤も一層強化しました。リテールビジネスにおいては、ドイツ国内の基盤を大きく拡充し、より安定したビジネスに主軸を置いた収益構造へとバランスを図っています」

## 業績ハイライト

2010年第3四半期のポストバンク関連費用を除いた**純収益**は、前年同四半期の72億ユーロに対し、73億ユーロとなりました。ポストバンク関連費用を含んだベースの純収益は、50億ユーロでした。また、2010年第3四半期の収益には、公正価値オプションを採用している当行債務の一部に対するクレジット・スプレッドの変化に起因した、1億1,300万ユーロの評価損失が含まれています。2009年第3四半期の当該損失は1億1,100万ユーロでした。さらに、2009年第3四半期の収益には、コマース・ペーパー関連会社オカラ・ファンディング LLC に関連した約3億5,000万ユーロの費用などの特殊要因による約3億3,000万ユーロ（純額）のマイナスの影響が含まれていました。一方、2010年第3四半期に含まれるオカラ・ファンディング関連の費用は大幅に減少し、約9,000万ユーロでした。

**ユーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)** の2010年第3四半期の純収益は、前年同四半期の44億ユーロに対し、42億ユーロとなりました。

**セールス/トレーディングの収益**は、2009年第3四半期の30億ユーロに対し、29億ユーロを計上しました。**債券およびその他商品のセールス/トレーディング**からの純収益は、前年同四半期の21億ユーロから5%増加し、22億ユーロとなりました。2010年第3四半期には、7月と8月に予想された季節要因に加えてソブリンリスク懸念が継続したことで、顧客取引が一層減少しました。しかし、9月には、特に後半において顧客取引は大幅に回復しました。市場環境の正常化に伴いマネーマーケット、金利デリバティブの収益は大幅に減少しましたが、外国為替は前年同四半期と比べ増収となり、良好な業績を計上しました。当行は、リスク誌の年次リスク・インターディーラー調査において、過去6年で5度目となるトップの地位を占めました。クレジットの「フロー」取引からは減収となったものの、クレジットソリューションズの顧客取引は増加しました。コモディティーズは前年同四半期比で減収となった一方、エマージング・マーケットの収益は安定的でした。

**株式セールス/トレーディング**の純収益は、顧客取引の低迷を主な要因として、前年同四半期の 8 億 7,300 万ユーロに対し、6 億 5,000 万ユーロとなりました。株式トレーディングおよびプライム・ファイナンスは底堅い業績をあげ、市場シェアを維持しました。株式デリバティブは、困難な市場環境を反映して、前年同四半期比で大幅な減収となりました。2010 年第 3 四半期、当行は株式プロプライアトリ勘定トレーディングから撤退しました。

**オリジネーション**の収益は、株式オリジネーション取引高の低迷と前年同四半期における時価評価による一過性のプラスの影響が今期はなかったことを反映し、前年同四半期の 5 億 4,000 万ユーロに対し、4 億 2,600 万ユーロを計上しました。**アドバイザー**からの収益は、取引高の大幅な増加を受け、前年同四半期の 9,500 万ユーロに対し、1 億 3,700 万ユーロを計上しました。当行は、オリジネーションおよびアドバイザーにおいて、グローバル規模で 8 位から本年 1~9 月期には 5 位にランクされました（出所：ディーロジック）。

**貸出し**からの収益は、前年同四半期の 4 億 4,200 万ユーロに対し、5 億 5,600 万ユーロを計上しました。この増収は主に、貸出し担保としていたアクセル・スプリングーAG 株式の売却益によるものです。

**グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)** の 2010 年 3 四半期の純収益は、前年同四半期の 6 億 5,900 万ユーロから 29%増加し、8 億 5,200 万ユーロとなりました。この増収は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業によるものです。さらに、法人信託サービスの手数料収入が引き続き増加し、国際貿易金融に対する需要も依然として強かったことも増収につながりました。当行は、2010 年ユーロマネー誌による調査で、ユーロ建て決済ならびに法人キャッシュ・マネジメント（西欧）においてトップの地位を維持しました。

**資産運用およびウェルス・マネージメント・ビジネス (AWM)** の純収益は、前年同四半期の 7 億 7,100 万ユーロに対し、10 億ユーロを計上しました。プライベート・ウェルス・マネージメント (PWM) の 2010 年第 3 四半期の収益には、サル・オッペンハイム/BHF からの収益 2 億ユーロが含まれています。さらに、資産運用 (AM)および PWM の増収には、前年同四半期と比べ資産ベース手数料の増加や市場環境の改善の影響が反映されています。

**個人顧客および中堅企業部門 (PBC)** の純収益は、前年同四半期から 5%増加し、15 億ユーロを計上しました。マージンが上昇したことで、預金関連の収益は四半期としては過去最高を記録しました。また、アドバイザー/ブローカレッジは前年同四半期比で増収となった一方、売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメントやクレジット商品は前年同四半期と比べ引き続き減収となりました。

**コーポレート・インベストメンツ (CI)** は、22 億ユーロの純損失を計上しましたが、これには前述のポストバンクに関連した費用 23 億ユーロが含まれています。一方、2009 年第 3 四半期の純収益 2 億 4,200 万ユーロには、ポストバンクへの持分増加のためのプット/コールオプションからの時価評価益 1 億 4,000 万ユーロと、当行が保有するダイムラーAG の株式売却益 1 億 1,000 万ユーロが含まれていました。

2010 年 1~9 月期の**グループ純収益**は、2009 年 1~9 月期の 224 億ユーロに対し、前述のポストバンク関連の費用を除いたベースで 235 億ユーロでした。当該費用を含んだベースでは、211 億ユーロの純収益を計上しました。

**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期の 5 億 4,400 万ユーロ、2010 年第 2 四半期の 2 億 4,300 万ユーロに対し、2010 年第 3 四半期には 3 億 6,200 万ユーロを計上しました。CIB は、前



年同四半期には 3 億 2,300 万ユーロの信用リスク引当金繰入額を計上していたのに対して、IAS(国際会計基準)第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した繰入額の大幅な減少の恩恵を受け、2010 年第 3 四半期には 1 億 7,900 万ユーロを計上しました。PCAM の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期の 2 億 1,400 万ユーロに対し、ポートフォリオおよび国別レベルで様々な施策を採用したことにより、PBC の主要ポートフォリオ全般において信用リスク引当金繰入額が大幅に減少したことを反映し、1 億 8,400 万ユーロとなりました。

2010 年 1~9 月期の信用リスク引当金繰入額は、前年 1~9 月期の 21 億ユーロに対し、8 億 6,800 万ユーロを計上しました。

**利息以外の費用**は、前年同四半期の 54 億ユーロに対し、57 億ユーロを計上しました。給与手当は、前年同四半期の 28 億ユーロに対し、30 億ユーロを計上しました。2010 年第 3 四半期の給与手当には、買収に関連した報酬費用 1 億 1,200 万ユーロが含まれています。一般管理費は、前年同四半期の 22 億ユーロに対して、買収に関連した 2 億 3,600 万ユーロを含んだベースで 25 億ユーロを計上しました。2009 年第 3 四半期の一般管理費には、個人投資家に対する特定商品買戻しの提示に関連した費用 2 億ユーロが含まれていました。その他の増加要因としては、事業の拡大、IT (情報技術) 投資を含む戦略的施策にかかわる費用および外国為替の影響が挙げられます。さらに、2010 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期と比べアビーライフの生命保険加入者による保険金請求に備えた費用が減少したことを反映していますが、その影響は収益において相殺されています。

2010 年 1~9 月期の利息以外の費用は、前年 1~9 月期の 159 億ユーロに対し、170 億ユーロとなりました。

2010 年第 3 四半期の**税引前利益**は、ポストバンクの株式取得とそれに関連した他社株転換義務条項付き債券にかかわる費用を除いたベースで、13 億ユーロを計上しました。前年同四半期の税引前利益は同じく 13 億ユーロでした。また、当該費用を含んだベースでは、2010 年第 3 四半期に 10 億ユーロの税引前損失を計上しました。

当行の定義による**税引前平均アクティブ資本利益率** (2010 年第 3 四半期においては 23 億ユーロの上記費用を除く) は、前年同四半期の 14%に対し、13%となりました。前述の費用を含む報告ベースの税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同四半期の 15%に対し、2010 年第 3 四半期にはマイナス 10%となりました。

2010 年 1~9 月期の税引前利益は、ポストバンクの株式取得とそれに関連した他社株転換義務条項付き債券に関連した費用を除いたベースで、56 億ユーロを計上しました。これに対し、2009 年 1~9 月期の税引前利益は 44 億ユーロでした。前述の費用を含んだベースでは、2010 年 1~9 月期の税引前利益は 33 億ユーロとなりました。

2010 年 1~9 月期の当行の定義による税引前平均アクティブ資本利益率は、前年同期と同じ 18%でした。報告ベースの当該利益率は、前年同期の 17%に対し、11%となりました。

2010 年第 3 四半期の**純利益**は、前年同四半期の 14 億ユーロに対し、ポストバンク関連費用を除いたベースで 11 億ユーロを計上しました。当該費用を含んだベースでは、12 億ユーロの純損失となりました。ポストバンク関連費用の 23 億ユーロは税金の恩恵を受けませんでした。2010 年第 3 四半期の法人税 1 億 7,000 万ユーロは、収益源の地理的分散と繰延税金負債の繰戻しの恩恵を反映しています。一方、2009 年第 3 四半期には、幾つかの重要な税効果を反映して 7,800 万ユーロの恩恵を受けましたが、これは純額ベースで利益にプラスの影響を与えました。2010 年第 3

四半期の希薄化後 1 株当たり純利益は、前年同四半期の 1.92 ユーロに対し、マイナス 1.75 ユーロとなりました。

2010 年 1～9 月期の純利益は、前年 1～9 月期の 36 億ユーロに対し、前述のポストバンク関連費用を除いたベースで 41 億ユーロとなりました。当該費用を含んだベースでは、17 億ユーロの純利益を計上しました。2010 年 1～9 月期の税金費用は、前年 1～9 月期の 7 億 9,700 万ユーロに対し、15 億ユーロを計上しましたが、これは主に 2010 年第 3 四半期に発生した 23 億ユーロのポストバンク関連費用によるものです。なお、当該費用は税金の恩恵を受けなかったものの、収益源の地理的分散と繰延税金負債の繰戻しにより一部相殺されました。2010 年 1～9 月期の希薄化後 1 株当たり純利益は、前年 1～9 月期の 5.14 ユーロに対し、2.33 ユーロとなりました。

**Tier 1 比率**およびその関連比率は、2010 年 10 月 6 日に完了した増資の影響を未だ反映していません。増資による純手取金の影響を除いた 2010 年第 3 四半期末の Tier 1 比率は、2010 年第 2 四半期末の 11.3%、2009 年第 3 四半期末の 11.7%に対し、11.5%でした。2010 年第 3 四半期の Tier 1 比率は、前述のポストバンク関連費用による純利益の減少によって 0.4%ポイント低下しましたが、ポストバンクへの投資による資本控除額の減少やリスク・ウェイト・アセットの減少によって一部相殺されました。ハイブリッドを除くコア Tier 1 比率は、2010 年第 2 四半期末の 7.5%から若干増加し、2010 年第 3 四半期末には 7.6%となりました。

2010 年第 3 四半期末の Tier 1 資本は、2010 年第 2 四半期末の 343 億ユーロに対し、318 億ユーロでした。自己資本は、ポストバンク関連費用以外では主に為替レートの影響を受けましたが、ポストバンクの影響を除いた純利益によってその大部分は相殺されました。

**リスク・ウェイト・アセット**は、為替レートの影響や前述のポストバンク関連費用、クレジット・リスクやマーケット・リスクのさらなる減少を反映し、2010 年第 2 四半期末から 260 億ユーロ減少し、2010 年第 3 四半期末には 2,770 億ユーロとなりました。

**資産合計**は、2010 年第 2 四半期末の 1 兆 9,260 億ユーロから若干増加し、2010 年第 3 四半期末には 1 兆 9,580 億ユーロとなりました。これは主にデリバティブ資産の評価額の緩やかな増加によるものですが、ユーロ高の影響により大半が相殺されました。デリバティブおよびその他一部トレーディング商品のネットिंगを反映した調整ベースでは、2010 年第 3 四半期末の資産合計は同年第 2 四半期末とほぼ同水準の 1 兆 440 億ユーロとなりました。当行の定義に基づくレバレッジレシオ（負債比率）は、調整後の資本の減少を主な要因として、2010 年第 2 四半期末の 23 倍から上昇し、2010 年第 3 四半期末には 25 倍となりました。

## 部門別業績

### 法人・機関投資家向けビジネス・グループ部門(CIB)

#### コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&S)

**債券およびその他の商品のセールス/トレーディング**からの 2010 年第 3 四半期の純収益は、前年同四半期から 1 億 1,200 万ユーロ、率にして 5%増加し、22 億ユーロとなりました。また、コマーシャル・ペーパー関連会社オカラ・ファンディング LLC に関連した追加費用として、当該四半期に約 9,000 万ユーロを計上しました。前年同四半期には、オカラ・ファンディング LLC に関連した費用として 3 億 5,000 万ユーロ、ストラクチャードクレジット業務での特定のリスクに係る評価損として 3 億ユーロの損失を計上しましたが、その一部はモノライン保険会社および商業用不

動産に関連した 2 億 6,300 万ユーロの評価益で相殺されています。2010 年第 3 四半期には、7 月と 8 月に予想された季節要因に加えてソブリンリスク懸念が継続したことで、前年同四半期と比べ顧客取引の減少がさらに顕著となりました。しかし、9 月には、特に後半において顧客取引は大幅に回復しました。外国為替は、マージンの低下が継続するなかで、取引量の増加によって良好な業績を達成しました。マネー・マーケットの収益は、取引環境の悪化を反映し、前年同四半期を大幅に下回りました。金利ビジネスの収益は、マージンの低下と取引量の減少により前年同四半期を下回りましたが、一部は仕組み案件への需要により相殺されました。当行は、リスク誌の年次リスク・インターディーラー調査で、過去 6 年間で 5 度目となる総合トップを占めました。金利デリバティブ部門においては総合ならびに全金利スワップカテゴリーでトップを占めています。クレジット・トレーディングからの収益は、仕組み案件に対する顧客ニーズが堅調であったことや前年同四半期の費用計上が一過性であったことが、フロー・トレーディングの収益減少を相殺した結果、前年同四半期を上回りました。コモディティーズの業績は、特にエネルギー・セクターにおけるボラティリティの低下を反映し、前年同四半期を下回りました。エマージング・マーケットの収益は、ラテン・アメリカへの投資家の関心の高まりを背景として安定的でした。

**株式セールス/トレーディング**からの収益は、前年同四半期から 2 億 2,200 万ユーロ、率にして 25%減少し、6 億 5,000 万ユーロとなりました。9 月に株式相場は上昇したものの、2010 年第 3 四半期を通じて顧客取引は低迷していました。このような厳しい市場環境にもかかわらず、株式トレーディングは、前年同四半期を若干下回ったものの全ての地域で底堅い収益を達成し、市場シェアを確保しました（出所：ブルームバーグ）。プライム・ファイナンスの収益は、季節的な要因による預かり資産の減少が新規顧客や新商品・サービスの成功で一部相殺された結果、前年同四半期とほぼ同じ水準となりました。株式デリバティブの収益は、顧客取引の減少により前年同四半期を大きく下回りました。2010 年第 3 四半期、当行は株式自己勘定トレーディングから撤退しました。

**オリジネーションとアドバイザリー**の 2010 年第 3 四半期の収益は、前年同四半期と比べ 7,200 万ユーロ、率にして 11%減少し、5 億 6,300 万ユーロとなりました。当行はグローバルで第 5 位にランクされました。アドバイザリーからの収益は、取引高の増加と市場シェアの拡大を背景に、前年同四半期から 4,200 万ユーロ、率にして 44%増加して、1 億 3,700 万ユーロとなりました。M&A ビジネスのランキングは EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域で第 1 位、グローバルでは第 5 位に上昇しました。債券オリジネーションからの収益は、前年同四半期にはレバレッジド・ファイナンスにおける一過性の時価評価益の計上があったことを受け、前年同四半期と比べ 1,700 万ユーロ、率にして 5%減少しました。株式オリジネーションからの収益は、市場の手数料プール的大幅な減少を反映し、前年同四半期から 9,600 万ユーロ、率にして 44%減少しました。しかしながら、当行はグローバルで第 7 位の地位を維持しました。（全てのランキングの出所：ディーロジック）

**貸出し**からの収益は、前年同四半期から 1 億 1,400 万ユーロ、率にして 26%増加し、5 億 5,600 万ユーロとなりました。この増収の主な要因は、貸出し担保としていたアクセル・スプリングァー AG 株の売却益によるものです。

**その他商品**からの収益は、前年同四半期から 2 億 300 万ユーロ、率にして 55%減少し、1 億 6,300 万ユーロとなりました。この減収は、アビーライフの保険金清算に係る投資における評価益の減少が主な要因ですが、利息以外の費用において相殺されました。

CB&S の 2010 年第 3 四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期の 3 億 1,800 万ユーロ（純額）に対し、1 億 3,500 万ユーロ（純額）となりました。これは、IAS（国際会計基準）第 39

号に従い区分変更された資産に関連した信用リスク引当金計上額が 8,500 万ユーロ減少したことに起因しています。

2010 年第 3 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 1 億 9,200 万ユーロ、率にして 6%減少し、29 億ユーロを計上しました。前年同四半期には、個人投資家からの特定商品の買戻しに係る 2 億ユーロの費用が計上されていました。一般管理費が増加している主な要因は、仕組み案件の増加による法務関連および業務関連費用の増加です。その他の要因としては、前述のアービトライフに係る影響が挙げられます。

2010 年第 3 四半期の税引前利益は、前年同四半期の 9 億 8,100 万ユーロに対し、11 億ユーロを計上しました。

## グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

GTB の 2010 年第 3 四半期の純収益は、前年同四半期から 1 億 9,300 万ユーロ、率にして 29%増加し、8 億 5,200 万ユーロとなりました。この増収は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業（2010 年第 2 四半期から連結対象）によるものです。さらに、法人信託サービス、主にカストディ（証券保管）業務における手数料収入の大幅増加や、国際貿易およびファイナンスに対する需要の増加により貿易金融が好調を維持していることも収益に寄与しました。

GTB は、信用リスク引当金繰入額として 4,400 万ユーロ（純額）を計上しました。前年同四半期と比べ 3,800 万ユーロの増加となりましたが、これは、主に ABN アムロから買収した商業銀行事業によるものです。

利息以外の費用は、前年同四半期から 1 億 4,100 万ユーロ、率にして 31%増加し、5 億 9,400 万ユーロとなりました。この増加は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業に関連する業務・統合費用、事業の拡大を支える給与手当および規制関連費用が増加したことによるものです。

2010 年第 3 四半期の税引前利益は、前年同四半期から 1,300 万ユーロ、率にして 6%増加し、2 億 1,400 万ユーロとなりました。

## 個人・資産運用ビジネス・グループ部門 (PCAM)

### 資産運用およびウェルス・マネージメント部門 (AWM)

2010 年第 3 四半期の AWM の純収益は、前年同四半期から 2 億 4,300 万ユーロ、率にして 32%増加し、10 億ユーロを計上しました。2010 年第 3 四半期の収益には、サル・オープンハイム/BHF の買収に関連した 2 億ユーロが含まれています。当該買収は、PWM における売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメントの収益（7,800 万ユーロの増加、但し、市場環境改善の影響も含む）、アドバイザー/ブローカレッジの収益（4,100 万ユーロの増加）、その他商品の収益（6,600 万ユーロの増加）の増加にもつながりました。資産運用 (AM) における売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメントからの収益は、資産ベース手数料の上昇と市場環境が改善したことを背景に、前年同四半期比で 2,300 万ユーロ、率にして 6%増加しました。AWM におけるクレジット商品からの収益は、特に米国において貸出しマージンが大幅に改善したことや米ドル高および取引高の増加によるプラスの効果により、前年同四半期と比べ 3,600 万ユーロ、率にして 55%増加し、1 億 100 万ユーロを計上しました。

**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期比で1,400万ユーロ増加し、1,900万ユーロとなりました。この増加は、主に1件の顧客に関連するものです。

2010年第3四半期の**利息以外の費用**は、前年同四半期比で2億8,800万ユーロ、率にして46%増加し、9億2,100万ユーロとなりました。これらの費用には、サル・オープンハイム/BHFに関連した2億4,300万ユーロが含まれています。その他の要因としては、主にPWMにおけるITプラットフォームへの継続的投資が挙げられます。

2010年第3四半期のAWMの**税引前利益**は、PWMにおけるサル・オープンハイム/BHF関連の税引前損失（純額）5,200万ユーロを含めたベースで、7,800万ユーロとなりました。当該損失の影響を除くと、前年同四半期の1億3,400万ユーロと同水準の税引前利益となっていました。

AWMの**運用資産**は、2010年第3四半期において250億ユーロ減少し、8,460億ユーロとなりました。PWMの運用資産は60億ユーロ減少（内、30億ユーロは純資金流出）し、3,130億ユーロとなりました。一方、AMの運用資産は、前年同四半期と比べ180億ユーロ減少し、5,320億ユーロとなりました。この減少の主な要因としては、2010年第3四半期における米ドル安の進行が挙げられますが、相場の上昇による影響（120億ユーロ）と純資金流入（20億ユーロ）により一部相殺されています。

## 個人顧客および中堅企業部門(PBC)

2010年第3四半期のPBCの**純収益**は、前年同四半期から6,600万ユーロ、率にして5%増加し、15億ユーロとなりました。売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメントからの収益は、顧客取引の減少を背景に、800万ユーロ、率にして11%の減少となりました。アドバイザー/ブローカレッジ収益は、主に証券ブローカレッジおよび年金関連保険商品販売の増加により、4,400万ユーロ、率にして24%増加しました。クレジット商品からの収益は、前年同四半期比で3,600万ユーロ、率にして6%減少しました。この減収は、主にマージンの低下によるものですが、その影響の一部は貸出し残高の増加で相殺されています。預金・支払いサービスからの収益は、預金マージンの上昇を反映して、前年同四半期比で5,100万ユーロ、率にして12%増加し、四半期としては過去最高を記録しました。その他商品からの収益は、前年同四半期比で1,600万ユーロ、率にして19%増加しました。この増収は、主に売却可能証券の売却益によるものですが、その影響の一部は、PBCの資産/負債管理における業績が想定通り正常化へと向かったことにより相殺されました。

2010年第3四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、前年同四半期比で4,400万ユーロ、率にして21%減少し、1億6,500万ユーロとなりました。これは、ポートフォリオおよび国別レベルで様々な施策を採用した結果、主要ポートフォリオ全般において信用リスク引当金繰入額が減少したことを受けたものです。

2010年第3四半期の**利息以外の費用**は、前年同四半期から1,500万ユーロ、率にして1%増加し、10億ユーロとなりました。2010年第3四半期には、戦略的プロジェクトに関連した費用を含んでいます。

**税引前利益**は、前年同四半期比で9,600万ユーロ増加し、2億4,500万ユーロとなりました。

2010年第3四半期末の**運用資産**は、2010年第2四半期末から20億ユーロ増加し、1,940億ユーロとなりました。これは主に、相場の上昇により20億ユーロ増加したことを反映したものです。

2010年第3四半期末のPBCの総顧客数は1,450万で、2010年第2四半期末と同じ水準となりました。

## コーポレート・インベストメンツ・グループ部門 (CI)

CIの2010年第3四半期の純損益は、22億ユーロの純損失を計上しましたが、これには前述のポストバンクに関連した費用23億ユーロが含まれています。一方、2009年第3四半期の純収益2億4,200万ユーロには、ポストバンクに関連した1億5,400万ユーロと当行保有のダイムラーAGの株式売却益1億1,000万ユーロが含まれていましたが、その一部は中国華夏銀行の株式取得オプションにおける評価損で相殺されました。

2010年第3四半期の利息以外の費用は、前年同四半期の1億1,700万ユーロに対し、1億7,300万ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、建物・スペースの最適化に関連した費用とマヘル・ターミナルズ (Maher Terminals LLC) やザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの投資関連費用の増加によるものです。

2010年第3四半期の税引前損益は、前年同四半期における1億1,700万ユーロの税引前利益に対し、23億ユーロの税引前損失となりました。

## 連結および調整

「連結および調整」の税引前損益は、前年同四半期の2億6,700万ユーロの税引前損失に対し、2010年第3四半期は3億4,900万ユーロの税引前損失となりました。両四半期とも、経済的にヘッジされたポジションの報告について、マネジメントレポートとIFRS（国際財務報告基準）で適用する会計基準が異なることによる大きなマイナスの影響を含んでいますが、こうした影響はユーロと米ドルの金利動向に起因しています。2010年第3四半期に損失額が増加した要因としては、2009年第3四半期に、税務調査の結果による一過性の税金の金利収入が発生したことが挙げられます。

本リリースには、ポストバンク関連費用の2010年第3四半期および2010年1～9月期業績に与える影響に関する対照表が添付されています。

2010年9月30日付四半期決算報告書の完全版は、ドイツ銀行AGのホームページ  
<http://www.deutsche-bank.com/3Q2010> から、2010年第3四半期の補足財務データは  
<http://www.deutsche-bank.de/ir/financial-supplements> から入手可能です。

本件に関するお問い合わせ先：  
広報部  
電話：(03) 5156-7704

アナリストおよび投資家向けコンファレンスコールは、本日午前9時（CET：中央ヨーロッパ標準時）に開催されます。当該コンファレンスの内容は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

ウェブキャスト（音声のみ）：<http://www.deutsche-bank.com/ir/video-audio>

プレゼンテーション資料：<http://www.deutsche-bank.com/ir/presentations>

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、現実の結果を、将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なるものにする可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の重要な部分を得ているその他の地域における金融市場の動向、借り手または取引相手による将来の債務不履行、戦略的施策の実践、当グループのリスク・マネジメントの施策、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) から入手可能な2010年第3四半期決算補足財務データおよび添付の対照表をご参照ください。

以 上

資料

ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2010年9月30日に 終了した3ヵ月	2009年9月30日に 終了した3ヵ月	2010年9月30日に 終了した9ヵ月	2009年9月30日に 終了した9ヵ月
利息および類似収益	6,700	5,955	21,398	21,985
利息費用	3,285	2,822	10,337	12,245
<b>純利息収益</b>	<b>3,415</b>	<b>3,133</b>	<b>11,061</b>	<b>9,740</b>
信用リスク引当金繰入額	362	544	868	2,070
<b>信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益</b>	<b>3,053</b>	<b>2,589</b>	<b>10,193</b>	<b>7,670</b>
手数料およびフィー収益	2,567	2,284	7,614	6,708
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債 に係る純利益	833	1,666	3,523	6,541
売却可能金融資産に係る純利益（損失）	167	97	185	(398)
持分法適用投資に係る純利益（損失）	(2,300)	31	(2,036)	50
その他の収益（損失）	303	27	792	(223)
<b>利息以外の収益合計</b>	<b>1,570</b>	<b>4,105</b>	<b>10,078</b>	<b>12,678</b>
給与手当	2,983	2,840	9,594	8,956
一般管理費	2,528	2,175	7,078	6,361
保険業務に係る費用	160	364	302	428
無形資産の減損	-	-	29	157
再構築費用	-	-	-	-
<b>利息以外の費用合計</b>	<b>5,671</b>	<b>5,379</b>	<b>17,003</b>	<b>15,902</b>
<b>税引前利益（損失）</b>	<b>(1,048)</b>	<b>1,315</b>	<b>3,268</b>	<b>4,446</b>
法人所得税費用（ベネフィット）	170	(78)	1,544	797
<b>純利益（損失）</b>	<b>(1,218)</b>	<b>1,393</b>	<b>1,724</b>	<b>3,649</b>
非支配持分株主に帰属する純利益（損失）	(5)	13	15	(9)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）	(1,213)	1,380	1,709	3,658

1株当たり純利益 (EPS)				
単位:ユーロ	2010年9月30日に 終了した3ヵ月	2009年9月30日に 終了した3ヵ月	2010年9月30日に 終了した9ヵ月	2009年9月30日に 終了した9ヵ月
<b>普通株式1株当たり純利益<sup>(1)</sup>:</b>				
基本的	€(1.75)	€1.98	€2.45	€5.32
希薄化後	€(1.75)	€1.92	€2.33	€5.14
<b>株式数(百万株)<sup>(1)</sup>:</b>				
基本的1株当たり純利益計算上の分母—加重平均流通 株式数	695.3	696.6	697.1	687.5
希薄化後1株当たり純利益計算上の分母—転換想定後 の修正加重平均株式数 <sup>(2)</sup>	695.3	720.8	734.1	712.3

- (1) 増資に関連して、2010年9月に発行した新株予約権のボーナス部分の影響を反映するため、平均基本的/希薄化後流通株式数は全期間において調整されている。
- (2) 2010年9月30日に終了した3ヵ月においては純損失の状況であったため、潜在的に希薄化の可能性のある株式数はEPS算出において一般に考慮しない（考慮した場合は希薄化の影響を弱めるため）。しかしながら、純利益の状況では、転換想定後の修正加重平均株式数は2010年9月30日に終了した3ヵ月間で2,660万株増加したものとされる。



## 資料

### ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

資産		
単位：百万ユーロ	2010年9月30日現在	2009年12月31日現在
現金および銀行預け金	11,989	9,346
利付銀行預け金	70,856	47,233
中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）	22,596	6,820
借入有価証券	44,812	43,509
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
トレーディング資産	274,560	234,910
デリバティブ金融商品のプラスの時価	819,830	596,410
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	162,362	134,000
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	1,256,752	965,320
売却可能金融資産	25,553	18,819
持分法適用投資	5,551	7,788
貸出金	279,826	258,105
土地建物および設備	3,276	2,777
のれんおよびその他の無形資産	11,702	10,169
その他の資産	215,508	121,538
法人所得税資産 <sup>(1)</sup>	9,327	9,240
<b>資産合計</b>	<b>1,957,748</b>	<b>1,500,664</b>

(1) 法人所得税資産および法人所得税負債は、繰延/当期税金から成る。

## 資料

### ドイツ銀行グループ貸借対照表（未監査）

<b>負債および資本</b>		
単位：百万ユーロ	2010年9月30日現在	2009年12月31日現在
預金	398,641	344,220
中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レボ）	43,813	45,495
貸付有価証券	6,459	5,564
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
トレーディング負債	73,786	64,501
デリバティブ金融商品のマイナスの時価	800,539	576,973
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定される金融負債	134,928	73,522
投資契約負債	7,510	7,278
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	1,016,763	722,274
その他の短期借入金	54,571	42,897
その他の負債	237,622	154,281
引当金	1,547	1,307
法人所得税負債 <sup>(1)</sup>	4,117	4,298
長期債務	143,889	131,782
信託優先証券	10,787	10,577
自己普通株式購入義務	-	-
<b>負債合計</b>	<b>1,918,209</b>	<b>1,462,695</b>
普通株式、無額面、名目価額 2.56 ユーロ	1,589	1,589
資本剰余金	14,662	14,830
利益剰余金	25,323	24,056
自己普通株式、取得原価	(209)	(48)
自己株式購入義務振替額	-	-
損益計算書に認識されていない純利益（損失）、税引後	(2,857)	(3,780)
<b>株主持分合計</b>	<b>38,508</b>	<b>36,647</b>
非支配株主持分	1,031	1,322
<b>資本合計</b>	<b>39,539</b>	<b>37,969</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>1,957,748</b>	<b>1,500,664</b>

(1) 法人所得税資産および法人所得税負債は、繰延/当期税金から成る。

## 資料

### ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2010年 第3四半期	2009年 第3四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価（期末）	€40.15	€52.45	(23) %
ドイツ銀行株式 高値	€56.56	€53.94	5 %
ドイツ銀行株式 安値	€38.71	€41.04	(6) %
基本的1株当たり利益 <sup>(1)</sup>	€(1.75)	€1.98	N/M
希薄化後1株当たり利益 <sup>(1)(2)</sup>	€(1.75)	€1.92	N/M
平均流通普通株式数（基本的、百万株） <sup>(1)</sup>	695	697	(0) %
平均流通普通株式数（希薄化後、百万株） <sup>(1)</sup>	695	721	(4) %
平均株主持分合計利益率（税引後）	(11.9) %	16.0 %	(27.9) ppt
税引前平均株主持分合計利益率	(10.3) %	15.1 %	(25.4) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率	(10.4) %	14.8 %	(25.2) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 <sup>(3)</sup>	€61.13	€54.63	12 %
費用/収益比率 <sup>(4)</sup>	113.8 %	74.3 %	39.5 ppt
報酬比率 <sup>(5)</sup>	59.8 %	39.2 %	20.6 ppt
非報酬比率 <sup>(6)</sup>	53.9 %	35.1 %	18.8 ppt
純収益合計 単位：百万ユーロ	4,985	7,238	(31) %
信用リスク引当金繰入額 単位：百万ユーロ	362	544	(33) %
利息以外の費用合計 単位：百万ユーロ	5,671	5,379	5 %
税引前利益（損失） 単位：百万ユーロ	(1,048)	1,315	N/M
純利益（損失） 単位：百万ユーロ	(1,218)	1,393	N/M
資産合計 <sup>(7)</sup> 単位：十億ユーロ	1,958	1,660	18 %
株主持分合計 <sup>(7)</sup> 単位：十億ユーロ	38.5	34.6	11 %
Tier1 自己資本比率 <sup>(7)(8)</sup>	11.5 %	11.7 %	(0.2) ppt
拠点数 <sup>(7)</sup>	1,977	1,966	1 %
内、ドイツ国内の拠点数	983	963	2 %
従業員数（常勤相当） <sup>(7)</sup>	82,504	78,530	5 %
内、ドイツ国内の従業員数	29,991	27,943	7 %
長期格付 <sup>(7)</sup>			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Aa3	Aa1	
スタンダード・アンド・プアーズ	A+	A+	
フィッチ・レーティングス	AA-	AA-	

- (1) 増資に関連して、2010年9月に発行した新株予約権のボーナス部分の影響を反映するため、平均基本的/希薄化後流通株式数は全期間において調整されている。
- (2) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (3) 基本的流通株式1株当たり純資産は、株主持分を流通株式数で除したものとして定義される（共に期末現在）。
- (4) 費用/収益比率は、利息以外の費用の、純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (5) 報酬比率は、報酬費用の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (6) 非報酬比率は、非報酬費用（利息以外の費用合計から報酬費用を差し引いた額）の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (7) 期末時点。
- (8) BIS規制自己資本（Tier 1）比率は、Tier 1をクレジット/市場/オペレーショナル・リスクのリスク・ウェイトド・アセットに関連づけている。また、Tier 1は、ドイツ銀行法セクション64h（3）に従い過渡的項目を除外している。

株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、Xetraにおける日中取引最高値/最安値を表示

\* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映しておりません。

ポストバンクによる2010年第3四半期および2010年1～9月期業績への影響対照表

	2010年第3四半期		
	公表値	ポストバンクの影響	ポストバンクの影響を 除いたベース
純収益 (単位: 百万ユーロ)	4,985	(2,338)	7,324
税引前利益 (損失) (単位: 百万ユーロ)	(1,048)	(2,338)	1,290
純利益 (損失) (単位: 百万ユーロ)	(1,218)	(2,338)	1,119
BIS規制自己資本 (Tier 1) (単位: 十億ユーロ)	31.8	(1.8)	33.6
リスク・ウェイトド・アセット (単位: 十億ユーロ)	277.1	(5.4)	282.5
資産合計 (調整済み、単位: 十億ユーロ)	1,044	(2.3)	1,047
資本合計 (調整済み、単位: 十億ユーロ)	41.5	(2.3)	43.8
希薄化後一株当たり利益 (単位: ユーロ)	(1.75)		1.70
税引前平均アクティブ資本利益率 (%)	(10)		13
費用/収益比率 (%)	114		77
報酬比率 (%)	60		41
BIS規制自己資本 (Tier 1) 比率 (%)	11.5		11.9
コア Tier 1 自己資本比率 (%)	7.6		8.1
レバレッジレシオ (負債比率) (単位: 倍)	25		24

	2010年1月～9月期		
	公表値	ポストバンクの影響	ポストバンクの影響を 除いたベース
純収益 (単位: 百万ユーロ)	21,139	(2,338)	23,478
税引前利益 (単位: 百万ユーロ)	3,268	(2,338)	5,607
純利益 (単位: 百万ユーロ)	1,724	(2,338)	4,062
BIS規制自己資本 (Tier 1) (単位: 十億ユーロ)	31.8	(1.8)	33.6
リスク・ウェイトド・アセット (単位: 十億ユーロ)	277.1	(5.4)	282.5
資産合計 (調整済み、単位: 十億ユーロ)	1,044	(2.3)	1,047
資本合計 (調整済み、単位: 十億ユーロ)	41.5	(2.3)	43.8
希薄化後一株当たり利益 (単位: ユーロ)	2.33		6.02
税引前平均アクティブ資本利益率 (%)	11		19
費用/収益比率 (%)	80		72
報酬比率 (%)	45		41
BIS規制自己資本 (Tier 1) 比率 (%)	11.5		11.9
コア Tier 1 自己資本比率 (%)	7.6		8.1
レバレッジレシオ (負債比率) (単位: 倍)	25		24

## ドイツ銀行、独ポストバンク買収に関し米国反トラスト当局の承認を得る

－ 現在のポストバンク株式の保有比率は 52 パーセント

－ 2010 年 12 月 3 日、ポストバンクを連結対象へ

ドイツ銀行 AG (XETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB) は、本日、独ポストバンク AG (「ポストバンク」) の買収に関し、米国反トラスト当局の承認を得た旨を公表しました。これを受け、ドイツ銀行 AG は、ポストバンク株式の保有比率を、2010 年 12 月 3 日に終了した株式公開買付けで取得した水準である 51.98%まで増加しました。

ドイツ銀行 AG は、株式公開買付けの終了日よりポストバンクを連結対象とします。ポストバンクの 2010 年 12 月の業績は、ドイツ銀行 AG の 2010 年第 4 四半期決算に反映されることとなります。

以上

### 将来の事象の記載に関するリスク

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場の変動、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

## ドイツ銀行 AG、2010 年第 4 四半期に 6 億 500 万ユーロ、2010 年通年では 23 億ユーロの純利益を計上

- 2010 年通年の税引前利益は 40 億ユーロ、ポストバンクの影響およびその他買収関連費用を除いた税引前利益は、2009 年の 52 億ユーロに対し、65 億ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は、2009 年同四半期の 7 億 5,600 万ユーロに対し、7 億 700 万ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の収益は、第 4 四半期としては過去最高の 74 億ユーロを達成
- 2010 年第 4 四半期の 63 億ユーロの利息以外の費用計上は、ポストバンクが初めて連結対象となったことやその他買収関連費用の計上、組織再編のために戦略的投資を加速する決定を反映
- 102 億ユーロの増資を成功裡に完了。BIS 規制自己資本 (Tier 1) 比率は 12.3%、コア Tier 1 自己資本比率は 8.7%
- 1 株当たり 0.75 ユーロの現金配当を提案
- 2011 年におけるビジネス部門総計で 100 億ユーロという収益目標を再確認

法人・機関投資家向けビジネス (CIB) : 第 4 四半期として過去最高の収益を達成

- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は 7 億 1,900 万ユーロ、2010 年通年では 60 億ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期のセールス/トレーディングの収益は、2009 年同四半期と比べ 30% 増加
- オリジネーション/アドバイザーランキングにおいて、グローバルで上位 5 位に入る目標を達成
- グローバル・トランザクション・バンキングは、法人信託サービスが四半期ベースで過去最高の収益を計上するなど全ビジネスで堅調な収益を達成

個人・資産運用ビジネス (PCAM) : 強い収益基調

- 2010 年第 4 四半期の税引前利益は 1 億 8,700 万ユーロ、2010 年通年では 9 億 8,900 万ユーロを計上
- 2010 年第 4 四半期の個人顧客および中堅企業部門の収益は、2009 年同四半期と比べ 31% 増加
- 2010 年第 4 四半期に資産運用およびウェルス・マネージメント・ビジネスにおいて 40 億ユーロの新規純資金流入

ドイツ銀行 AG (銘柄コード XETRA : DBKGn.DE/NYSE : DB) は、本日、2010 年第 4 四半期ならびに 2010 年通年の業績 (いずれも未監査) を発表しました。

**2010 年通年**の純利益は、2009 年の 50 億ユーロに対し、23 億ユーロを計上しました。2010 年の希薄化後 1 株当たり純利益は、2009 年の 6.94 ユーロに対し、2.92 ユーロとなりました。2009 年と比べ純利益が減少した理由は、2010 年にポストバンク買収に関連した費用を 23 億ユーロ計上したことと、2010 年には前年と比べ税の恩恵が少なかったことが挙げられます。2010 年の税引前利益は、2009 年の 52 億ユーロに対し、40 億ユーロとなりました。ポストバンクの買収と、サル・オープンハイム/BHF の再編に係わる 4 億ユーロの損失を主な要因とするその他買収関連費用は、ABN アムロから買収した商業銀行事業からの 2 億ユーロの純利益計上によって一部相殺されました。そうした影響を除いた税引前利益は、2009 年から 25%増加し、65 億ユーロとなりました。税引前平均アクティブ資本利益率は、9.5%でした。当行の定義に基づく税引前平均アクティブ資本利益率は、2009 年の 14.8%に対し、14.7%となりました。

ドイツ銀行 AG 取締役会ならびに監査役会は、年次株主総会において、2010 年の現金配当を 2009 年と同じく 0.75 ユーロとする提案を行う予定です。

ドイツ銀行 AG 取締役会会長のヨゼフ・アッカーマンは次のように述べています。「2010 年はドイツ銀行グループにとって投資と変化の年になりました。2010 年を通じて、中核ビジネスにおいて底固い収益を再度達成する一方で、グローバル市場における地位を大きく改善し、さらなる成長に向けて万全の体制を整えました。こうした強い基調を維持することで、自ら掲げた高い収益目標の達成を目指しています。全般的な経済環境には依然としてリスクや不透明がありますが、わたしたちは自らの目標を達成できるものと確信しています」

## 業績ハイライト

2010 年第 4 四半期の**純収益**は、ビジネスの成長と買収による収益の増加を反映し、前年同四半期の 55 億ユーロから 34%増加し、第 4 四半期としては過去最高となる 74 億ユーロを計上しました。**法人・機関投資家向けビジネス (CIB)** の 2010 年第 4 四半期の純収益は、前年同四半期の 35 億ユーロから 31%増加し、46 億ユーロとなりました。この増収には、CIB の幅広い分野が貢献しました。**個人・資産運用ビジネス (PCAM)** の 2010 年第 4 四半期の純収益は、ポストバンクを初めて連結対象としたことを主な要因として、2009 年同四半期から 31%増加し、28 億ユーロを計上しました。ドイツ銀行全体において強い増収基調のもとで 2010 年を終えました。

2010 年通年の純収益は、286 億ユーロを計上しました。ポストバンク関連費用を除いたベースでは、2009 年の 280 億ユーロから 11%増加し、309 億ユーロとなりました。2010 年においては、顧客取引が一時期低迷するなど厳しい市場環境となり、またマクロ経済環境も不透明な状態が続きましたが、CIB は過去最高となる 209 億ユーロの純収益を達成しました。PCAM では、買収によるだけでなく、ポートフォリオ・マネジメント手数料と預金・支払いサービスの大幅な増加によって、純収益は前年に比べ 22%増加し、100 億ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2009 年同四半期の 5 億 6,000 万ユーロから 28%減少し、4 億 600 万ユーロとなりました。2010 年第 4 四半期には、IAS (国際会計基準) 第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金繰入額計上はありませんでしたが、この影響は、前述のポストバンクの連結と、ABN アムロから買収した商業銀行事業による信用リスク引当金の増加によって一部相殺されました。

2010年通年の信用リスク引当金繰入額は、2009年通年の26億ユーロから52%減少し、13億ユーロとなりました。この減少は、主に、IAS第39号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金繰入額の減少によるものです。

2010年第4四半期の利息以外の費用は、主に繰延べ報酬の割合の増加に関連する報酬制度の変更と、資産運用（AM）における2億9,100万ユーロにのぼる無形資産の減損戻入れによって大きな恩恵を受けた2009年同四半期の42億ユーロから50%増加し、63億ユーロとなりました。2010年第4四半期の利息以外の費用には、2010年の買収に関連した約7億5,000万ユーロが含まれています。利息以外の費用が増加したその他の要因としては、法人・機関投資家ビジネスにおける統合推進による退職金の増加や、その他の効率性向上に向けた施策の実施による費用増が挙げられます。

2010年通年の利息以外の費用は、2009年通年の201億ユーロから16%増加し、233億ユーロとなりました。前年からの増加分の約半分は、2010年の買収に関わるものです。また、2010年の報酬費用は、前述の報酬制度の変更を受けた繰延報酬の償却費用の増加を反映していますが、そのなかには、退職金の加速償却の影響も含まれています。利息以外の費用が増加したその他の要因としては、外国為替の影響と、2010年においてIT（情報技術）基盤や事業成長に対する投資額を増やしたことが挙げられます。

2010年第4四半期の税引前利益は、2009年同四半期の7億5,600万ユーロから6%減少し、7億700万ユーロとなりました。

2010年通年の税引前利益は、40億ユーロとなりました。ポストバンクやその他買収関連費用を除いたベースでは、税引前利益は、2009年通年の52億ユーロに対し、65億ユーロとなりました。

2010年第4四半期の純利益は、2009年同四半期の13億ユーロに対し、6億500万ユーロとなりました。2010年第4四半期の希薄化後1株当たり純利益は、2009年同四半期の1.82ユーロに対し、0.63ユーロでした。2010年第4四半期に計上した1億200万ユーロの法人所得税費用は、米国における税務ポジションの改善による恩恵を受けています。一方、2009年第4四半期には、米国において、それ以前には認識していなかった7億9,000万ユーロの繰延税金資産の計上によるプラスの影響を受けていました。

2010年通年の純利益は、2009年の50億ユーロに対し、23億ユーロとなりました。2010年通年の希薄化後1株当たり純利益は、2009年の6.94ユーロに対し、2.92ユーロでした。2010年の法人所得税費用16億ユーロは、ポストバンク関連費用として23億ユーロを計上したことを主な要因としていますが、2010年は前年のような税の恩恵はありませんでした。こうした法人所得税費用の計上は、米国における税務ポジションの改善と収益の地理的分散によって一部相殺されています。これに対し、2009年の法人所得税費用2億4,400万ユーロは、米国においてそれ以前には認識していなかった繰延税金資産を認識したことや税務調査の解決による恩恵を受けていました。

2010年末時点の BIS 規制自己資本（Tier 1）比率は、2009年末の12.6%から若干低下し、12.3%となりました。コアTier 1自己資本比率は、2009年末時点と同じ8.7%でした。当行グループは、前述の買収と2010年第4四半期の102億ユーロにのぼる増資を完了して堅実な資本基盤を維持しました。BIS規制自己資本（Tier 1）は、2009年末の344億ユーロから、2010年末には426億ユーロに増加しました。2010年末のコアTier 1自己資本は、前述の増資を反映して、2009年末の238億ユーロから300億ユーロに増加しました。2010年末のリスク・ウェイトド・アセットは、2009年末の2,730億ユーロに対し、3,460億ユーロとなりました。これは、ポストバンクを初めて連結対象としたことにより、リスク・ウェイトド・アセットが600億ユーロ増



加したことを反映しています。総資産は、2009 年末の 1 兆 5,010 億ユーロから、2010 年末には 1 兆 9,060 億ユーロに増加しました。その増加の半分超は、2010 年の買収に関連したものです。デリバティブおよびその他一定の残高のネットティングを反映した調整ベースでは、前述の買収を主な要因として 2009 年末から 3,190 億ユーロ増加し、1 兆 2,110 億ユーロとなりました。2010 年末時点の当行の定義によるレバレッジレシオ（負債比率）は、2009 年末と同じ 23 倍でした。

## 部門別業績

### 法人・機関投資家向けビジネス・グループ部門（CIB）

#### コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）

債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの 2010 年第 4 四半期の純収益は、2009 年同四半期の 12 億ユーロから率にして 26%増加し、16 億ユーロとなりました。2009 年同四半期には、主にモノライン保険会社に対する引当金に関連して 2 億 400 万ユーロの評価損（純額）を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 200 万ユーロの評価益（純額）を反映しています。外国為替は、取引量の増加がマージンの低下を補い、2009 年同四半期を大きく上回る収益を上げました。マネー・マーケットの収益の増加が顕著となった一方、金利ビジネスでは、量的緩和や欧州の債務問題に市場が反応し、顧客取引が低迷した結果、収益が減少しました。クレジット・トレーディングの収益は、顧客によるフロー取引の減少を、2009 年第 4 四半期の評価損計上に対し、2010 年同四半期には評価益を計上したことによって相殺した結果、2009 年同四半期とほぼ同水準となりました。コモディティーズの収益は、良好な市場環境に支えられ、2009 年同四半期を上回りました。一方、エマージング・マーケットの収益は、ラテン・アメリカに対する投資家の関心の高まりを背景に安定的となりました。

2010 年通年の債券およびその他商品のセールス/トレーディングからの純収益は、2009 年通年の 96 億ユーロから 2%増加し、97 億ユーロとなりました。2009 年の純収益には、主にモノライン保険会社に対する引当金に関連した 10 億ユーロの評価損（純額）と、オカラ・ファンディング LLC に関連した 3 億 5,000 万ユーロの費用が含まれていました。一方、2010 年にはオカラ・ファンディング関連の費用として約 3 億 6,000 万ユーロを計上しましたが、評価損は軽微にとどまりました。マネー・マーケットおよび金利ビジネスは、ビッド/オファー間のスプレッドの低下と、ソブリニリスク問題を背景に顧客取引が低迷したことを受け、大きな減収となりました。クレジット・トレーディングの収益は、過去のポジションの評価損が減少し、フロー取引と仕組み案件の双方で顧客取引が増えたことを背景に、大幅に増加しました。外国為替は、市場環境が正常化に向かうなかでビッド/オファー間のスプレッドが縮小しましたが、力強い市場シェア（出所：ユーロマネー誌）と取引量の増加により、安定した収益を上げました。コモディティーズは、厳しい市場環境の中でも前年を上回る収益を上げました。一方、エマージング・マーケットの収益は、市場環境の悪化を受け 2009 年を下回りました。

株式セールス/トレーディングからの純収益は、2009 年同四半期から 2 億 3,600 万ユーロ、率にして 37%増加し、8 億 7,200 万ユーロとなりました。株式トレーディングは、顧客取引の増加や高水準の手数料収入、新規株式公開（IPO）の増加に伴うトレーディング収益の増加により大幅な増収となりました。株式デリバティブは、仕組み案件への新たな顧客ニーズを主な要因として、収益を拡大しました。プライム・ファイナンスは、競争の激化により相殺されたものの、顧客預かり資産の増加を受け大幅な増収を達成しました。

2010年通年の株式セールス/トレーディングからの純収益は、2009年通年の27億ユーロから4億5,800万ユーロ、率にして17%増加し、31億ユーロとなりました。株式トレーディングでは、2010年末にかけて取引が活発化したものの、夏季の落ち込みが影響し、収益は前年比でやや減少となりました。株式デリバティブでは、ビジネスの再構築と、2009年第1四半期に計上したトレーディングの損失が2010年同四半期には発生しなかったことから、大幅な増収となりました。プライム・ファイナンスの収益は、前年比でやや増加しました。その要因としては、顧客預かり資産の増加と競争力の向上（出所：グローバル・カストディアン）、新たな商品やサービスの投入が挙げられます。特定の株式自己勘定取引の収益は少額にとどまり、2010年第3四半期をもって業務を終了しました。

**オリジネーションとアドバイザリー**の2010年第4四半期の収益は、2009年同四半期から3億2,600万ユーロ、率にして67%増加し、8億900万ユーロとなりました。アドバイザリーからの収益は、取扱高の増加と、特に欧州と米国における市場シェアの拡大を背景に、2009年同四半期から73%増加しました。債券オリジネーションからの収益は、2009年同四半期から28%増加し、2億9,400万ユーロとなりました。これは、主にハイ・イールド債およびレバレッジド・ローン・シンジケーションにおけるリファイナンスや企業買収（LBO）の増加によるものです。株式オリジネーションからの収益は、特にアジアにおいてIPOが大幅に増加したことを背景として、2009年同四半期と比べ125%増加し、3億3,400万ユーロとなりました。（ランキングおよび市場シェアの出所：ディーロジック）

2010年通年のオリジネーションとアドバイザリーの収益は、2009年通年から2億8,600万ユーロ、率にして13%増加し、25億ユーロを計上しました。2010年に、当行はで上位5位内に入るという目標を達成し、その地位を維持しました。グローバルで、2009年の第7位に対し、第5位になり、オリジネーションとアドバイザリーの全て商品分野で上位5位内を占めています。アドバイザリーの収益は、2009年から43%増加し、5億7,300万ユーロを計上しました。M&Aでは2009年より大幅に改善し、EMEA（欧州・中東・アフリカ）地域で第1位、米州で第6位、グローバルで第5位となりました。債券オリジネーションの収益は、2009年と比べ6%増加し、12億ユーロを計上しました。投資適格債とハイ・イールド債で第4位、レバレッジド・ローンで第5位となりました。株式オリジネーションは、2009年と比べ取引量が減少したものの、収益は前年比で6%増加し、7億600万ユーロとなりました。EMEA地域で第1位、米国で第5位、グローバルでは2009年の第9位から第5位に上昇しました。（ランキングおよび市場シェアの出所：ディーロジック）

**貸出し**からの2010年第4四半期の収益は、2009年同四半期から6,000万ユーロ、率にして16%減少し、3億1,600万ユーロとなりました。2010年通年の貸出しからの収益は、2009年と比べ2億1,300万ユーロ、率にして11%減少し、17億ユーロを計上しました。これらの減収の主な要因としては、公正価値で保有する新規貸出しおよび貸付限度額に生じた評価損が挙げられます。

**その他商品**からの2010年第4四半期の純収益は、2009年同四半期から1,200万ユーロ、率にして10%増加し、1億3,000万ユーロとなりました。また、2010年通年のその他商品からの純収益は、前年より5億7,900万ユーロ増加し、4億2,800万ユーロとなりました。この増加の要因としては、2009年第1四半期にザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産に関連した5億ユーロの減損やプライベート・エクイティ投資に関連した損失などがあります。

CB&Sの2010年第4四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2009年同四半期の3億4,500万ユーロ（純額）に対し、7,500万ユーロ（純額）となりました。また、2009年の18億ユーロ（純額）に対し、2010年通年の信用リスク引当金繰入額は3億4,800万ユーロ（純額）になりました。前年

と比べての 2010 年第 4 四半期及び 2010 年通年で減少は、IAS(国際会計基準)第 39 号に基づき区分変更された資産に関連した信用リスク引当金が減少したことに起因しています。

2010 年第 4 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 9 億ユーロ、率にして 42%増加し、30 億ユーロを計上しました。これは前年同四半期には主に繰延報酬比率の増加を内容とする報酬体系の変更による恩恵を受けていたことによるものです。利息以外の費用のその他の増加要因としては、統合や業務拡大に伴う退職費用の増加が挙げられます。

2010 年通年の利息以外の費用は、前年から 11 億ユーロ、率にして 10%増加し、120 億ユーロとなりました。2010 年の報酬費用は、前述の報酬体系の変更に伴い、退職金の加速償却など繰延報酬償却費用の増加の影響を受けました。さらに、ビジネスの成長や戦略的施策の実施、包括的なコスト削減への取り組み、為替相場の動向なども利息以外の費用の増加に繋がりました。こうした費用の増加は、2009 年に発生した訴訟和解金 3 億 1,600 万ユーロや、個人投資家に対する特定の金融商品の買戻し申し入れに関連する 2 億ユーロの費用計上が 2010 年にはなかったことで、一部相殺されました。

2010 年第 4 四半期の CB&S の税引前利益は、2009 年同四半期の 3 億 9,800 万ユーロに対し、6 億 2,500 万ユーロとなりました。2010 年通年の税引前利益は、2009 年の 35 億ユーロから 51 億ユーロとなりました。

## グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

GTB の 2010 年第 4 四半期の純収益は、2009 年同四半期から 2 億 5,200 万ユーロ、率にして 40%増加し、8 億 8,100 万ユーロとなりました。この増収は、主に、ABN アムロから買収したオランダにおける商業銀行事業によるものです。また、GTB における全ビジネス部門で 2009 年同四半期を上回る収益を達成しました。法人信託サービスは、複数の大規模な IPO でカスタディアンに任命されるなど、特にアジアにおける活況を背景に、四半期としては過去最高の業績となりました。貿易金融は、国際貿易関連の商品およびファイナンスに対する需要が引き続き堅調であったことにより、好調に推移しました。

2010 年通年の GTB の純収益は、2009 年から 8 億 3,000 万ユーロ、率にして 32%増加し、過去最高の 34 億ユーロとなりました。ABN アムロから買収した前述の事業が 2010 年から連結対象となったことに伴う負ののれん 2 億 1,600 万ユーロの計上などの買収による影響を除いても最高の収益となっています。GTB の全ビジネス部門で好調な業績をあげたことで、主に法人信託サービス、貿易金融、キャッシュ・マネジメント・ビジネスに悪影響のある低金利環境が続いたことによる影響を相殺しました。

GTB の 2010 年第 4 四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から 5,600 万ユーロ増加し、6,800 万ユーロを計上しました。これは主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業および特定の顧客に関連するものです。2010 年通年の信用リスク引当金繰入額は、ABN アムロから買収した商業銀行事業を主要要因として、2009 年と比べ 1 億 1,300 万ユーロ増加し、1 億 4,000 万ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期の利息以外の費用は、2009 年同四半期から 2 億 8,100 万ユーロ、率にして 64%増加し、7 億 1,900 万ユーロとなりました。この増加は主に、ABN アムロから買収した商業銀行事業に関連する管理・統合費用および管理部門とセールス部門の再編に伴う退職費用 1 億 3,000 万ユーロを計上したことによるものです。2010 年通年の GTB の利息以外の費用は、前述の

買収および退職費用を主な要因として、2009年と比べ6億600万ユーロ、率にして34%増加し、24億ユーロとなりました。

2010年第4四半期の税引前利益は、2009年同四半期から8,600万ユーロ、率にして48%減少し、9,400万ユーロとなりました。2010年通年の税引前利益は、2009年通年の7億9,500万ユーロから1億1,000万ユーロ、率にして14%増加し、9億500万ユーロとなりました。

## 個人・資産運用ビジネス・グループ部門 (PCAM)

### 資産運用およびウェルス・マネージメント部門 (AWM)

2010年第4四半期のAWMの純収益は、2009年同四半期から2億4,100万ユーロ、率にして31%増加し、10億ユーロを計上しました。当該四半期の収益には、サル・オープンハイム/BHFの買収に関連した1億5,500万ユーロが含まれていますが、これは主に、プライベート・ウェルス・マネージメント (PWM) の売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメント (前年同四半期から6,000万ユーロの増加) やクレジット商品 (前年同四半期から3,000万ユーロの増加)、その他商品 (BHF関連の6,200万ユーロの減損にもかかわらず、前年同四半期から6,200万ユーロの増加) からの収益に反映されています。また、資産運用 (AM) の売買一任勘定ポートフォリオ・マネージメント/ファンド・マネージメントにおける2010年第4四半期の預かり資産ベースの手数料および運用報酬 (前年同四半期から5,800万ユーロ、率にして14%増加) もAWMの収益の伸びに寄与しました。さらに、アドバイザー/ブローカレッジからの収益は、顧客取引の増加と市場環境の改善を受け、2009年同四半期から3,500万ユーロ、率にして20%増加しました。預金・支払いサービスからの収益は、マージンの低下を反映し、2009年同四半期より若干減少しました。

2010年通年のAWMの純収益は、2009年から12億ユーロ、率にして46%増加し、39億ユーロを計上しました。この増収は、PWMにおける前述の買収に関連する6億4,600万ユーロの収益と、2009年にはRREEF関連の不動産投資における減損を計上していたことによるものです。増加のその他の要因としては、市場環境の改善を背景とした手数料収入の増加が挙げられます。

2010年第4四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から1,300万ユーロ増加し、1,700万ユーロを計上しました。2010年通年の信用リスク引当金繰入額は、4,300万ユーロで、前年から2,700万ユーロ増加し、4,300万ユーロとなりました。これらの増加はいずれも、主にサル・オープンハイム/BHFの買収に関連するものです。

2010年第4四半期の利息以外の費用は、2009年同四半期から5億8,700万ユーロ、率にして128%増加し、10億ユーロとなりました。この増加の主な要因としては、PWMが、2010年第4四半期にサル・オープンハイム/BHFに関連した3億2,300万ユーロの費用を計上したこと、および2009年第4四半期にはAMにおいて無形資産の減損の戻入れとして2億9,100万ユーロを計上したことによる恩恵の影響があったという2つが挙げられます。これらの要因を除くと利息以外の費用は前年同四半期より減少しましたが、これは主にAMにおける効率性の向上に向けた施策の効果によるものです。

2010年通年の利息以外の費用は、2009年から13億ユーロ、率にして52%増加し、38億ユーロとなりました。増加の主な要因としては、2010年に買収に関連した9億8,600万ユーロの費用を計上したことと、2009年には無形資産の減損の戻入れによる影響があったことが挙げられます。

AWMは2010年第4四半期に、3,600万ユーロの税引前損失を計上しました。これには、サル・オープンハイム/BHF関連の1億8,000万ユーロの損失が反映されています。2009年同四半期には、3億

2,500万ユーロの税引前利益を計上しましたが、これにはAMの無形資産に関連した2億9,100万ユーロにのぼるプラスの効果が反映されていました。

2010年通年では、サル・オッペンハイム/BHF関連の3億6,800万ユーロの損失を反映した結果、1億ユーロの税引前利益となりました。2009年通年の税引前利益は2億ユーロでした。

2010年12月31日時点のAWMの運用資産は、2010年9月末から270億ユーロ増加し、8,730億ユーロとなりました。AMの運用資産は、為替の変動や相場の上昇、40億ユーロの純資金流入により、170億ユーロ増加しました。PWMの運用資産は、相場の上昇と2010年第4四半期におけるユーロの下落を受け、100億ユーロの増加となりました。AWMの運用資産は、2010年通年で1,880億ユーロ増加しました。これには、サル・オッペンハイム/BHFの買収による1,120億ユーロの運用資産（うち、サル・オッペンハイム関連が680億ユーロ、BHF関連が450億ユーロ）が含まれます。その他の増加要因としては、相場の上昇とユーロの下落が挙げられます。一方、AWMは2010年通年で25億ユーロの純資金流出となりました。これは、主に米州における資金流出の影響を受けたものですが、その大半は欧州における資金流入と米州での保険により相殺されました。

## 個人顧客および中堅企業部門（PBC）

2010年第4四半期の業績には、2010年12月3日以降、初めて連結対象となったポストバンクの影響が含まれています。これにより、**純収益**は4億1,400万ユーロ増加しましたが、これは暫定的に**その他商品**からの収益として報告されています。このように、ポストバンクは、PBCの2010年第4四半期の収益に大きく貢献し、PBCの純収益は2009年同四半期の14億ユーロに対し、4億3,300万ユーロ、率にして31%増加し、18億ユーロとなりました。さらに、この増収には、2010年第4四半期に4億9,500万ユーロと四半期の収益としては過去最高を記録した**預金・支払いサービス**からの増収分6,600万ユーロが含まれています。預金・支払いサービスからの収益は、2009年同四半期から16%増加しましたが、これは主に預金マージンの拡大に起因しています。**クレジット商品**からの収益は、マージンの低下によって、2009年同四半期と比べ2,200万ユーロ、率にして4%減少しました。**売買一任勘定ポートフォリオ・マネジメント/ファンド・マネジメント**からの収益は、2009年同四半期とほぼ同水準となった一方、**アドバイザリー/ブローカレッジ**からの収益は証券ブローカレッジに牽引され、2009年同四半期から800万ユーロ、率にして4%増加しました。

2010年通年の純収益は、2009年通年から5億6,000万ユーロ、率にして10%増加し、61億ユーロとなりました。この増加は、主に、前述のポストバンクの連結とマージンの改善を背景とした預金からの増収によるものです。

2010年第4四半期の**信用リスク引当金繰入額**は、2億4,000万ユーロを計上しましたが、5,600万ユーロはポストバンクに関連したものです。ポストバンクの影響を除いたベースでは、2009年同四半期と比べ1,400万ユーロ、率にして7%減少しました。諸施策の実施により、スペイン、ポーランド、インドの信用リスク引当金繰入額は大幅な減少となりましたが、その一部はドイツとイタリアにおける特定の引当水準の引き上げによって相殺されました。

2010年通年の信用リスク引当金繰入額は、2009年通年から4,300万ユーロ、率にして6%減少し、7億4,600万ユーロとなりました。

2010年第4四半期の**利息以外の費用**は、2009年同四半期から2億800万ユーロ、率にして18%増加し、14億ユーロを計上しました。この増加は、ポストバンクの連結に関連した3億2,000万ユ

ーの利息以外の費用を含んでいます。ポストバンク関連を除いたベースでは、2009 年同四半期には退職費用をより多く計上していたため、同四半期と比べ減少となりました。

2010 年通年の利息以外の費用は、2009 年から 1 億 6,500 万ユーロ、率にして 4%増加し、45 億ユーロを計上しました。この増加は、主に前述のポストバンクの連結によるものです。ポストバンクの影響を除いたベースでは、退職金支払いが 1 億 6,000 万ユーロ減少したことを反映し、前年に比べ 1 億 5,500 万ユーロの減少となりました。

2010 年第 4 四半期の PBC の税引前利益は、前年同四半期比から 1 億 7,500 万ユーロ増加し、2 億 2,200 万ユーロとなりましたが、その増加分の内 3,000 万ユーロはポストバンクに関連したものです。2010 年通年の税引前利益は、2009 年から 4 億 3,200 万ユーロ増加し、8 億 9,000 万ユーロとなりました。

2010 年第 4 四半期末の PBC の運用資産は、2010 年第 3 四半期末ならびに 2009 年第 4 四半期末と比べ、各々 1,120 億ユーロ増加し、3,060 億ユーロとなりました。この増加は、ポストバンク買収に関連した 1,050 億ユーロを含んでいるほか、2010 年第 4 四半期に主に預金において 40 億ユーロ、2010 年通年では 20 億ユーロの純資金流入となったことを受けたものです。その他の増加要因としては、2010 年第 4 四半期、2010 年通年のいずれも、相場上昇の恩恵を受けたことが挙げられます。

2010 年末時点における PBC の顧客総数は、2,880 万となりましたが、その内 1,420 万はポストバンクに関連するものです。

## コーポレート・インベストメンツ・グループ部門 (CI)

コーポレート・インベストメンツ (CI) は、2009 年第 4 四半期に 1,100 万ユーロの純損失を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 5,200 万ユーロの純損失を計上しました。2010 年第 4 四半期の純収益は、統合前のポストバンクに関連するプット/コールオプションによる 8,300 万ユーロの損失 (2010 年 12 月以降は PBC に移管) の影響を受けました。一方、2009 年第 4 四半期の純収益は、ザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産に関連する 7,500 万ユーロの減損を含んでいました。

2010 年通年の純損益は、2009 年通年の 10 億ユーロの純収益に対し、20 億ユーロの純損失となりました。2009 年および 2010 年の収益は共に、ポストバンクへの投資の影響 (2010 年第 3 四半期における 23 億ユーロの費用計上、および 2009 年における収益にプラスに作用する複数の要因を含む) を大きく受けています。

利息以外の費用は、2009 年第 4 四半期に 9,100 万ユーロを計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 4,000 万ユーロを計上しました。この増加の要因としては、特にザ・コスモポリタン・リゾート・アンド・カジノの不動産 (2010 年 12 月に営業開始) といった連結対象となる投資に関連した営業費用の増加が挙げられます。2010 年第 4 四半期には、建物・スペースの最適化に関する費用の増加も反映されています。

2010 年通年の利息以外の費用は、2009 年通年の 5 億 8,100 万ユーロに対し、6 億 3,700 万ユーロとなりました。この増加は、主に、前述の 2010 年第 4 四半期の要因によるものです。2009 年の利息以外の費用は、マヘル・ターミナルズ (Maher Terminals) への投資に関連したのれんの減損 1 億 5,100 万ユーロを含んでいました。

CI は、2009 年第 4 四半期には 1 億 300 万ユーロの税引前損失を計上したのに対し、2010 年第 4 四半期には 2 億 9,600 万ユーロの税引前損失を計上しました。

2009 年通年で 4 億 5,600 万ユーロの税引前利益を計上したのに対し、2010 年通年では、前述のポストバンク買取に関連した 23 億ユーロの費用を反映し、26 億ユーロの税引前損失を計上しました。

## 連結および調整

2010 年第 4 四半期の「連結および調整」の税引前損益は、2009 年第 4 四半期に 9,100 万ユーロの税引前損失を計上したのに対し、9,800 万ユーロの税引前利益を計上しました。両期間の業績は、共に、マネジメントレポートと IFRS（国際財務報告基準）で適用する会計基準が異なることによる影響を受けています。その影響は、主にユーロおよび米ドルの短期金利動向に関連するものです。

2010 年通年では、2009 年通年の 2 億 2,600 万ユーロの税引前損失に対し、3 億 6,300 万ユーロの税引前損失を計上しました。

本リリース記載の数字は暫定的かつ未監査です。2010 年の年次報告書および Form 20-F は 2011 年 3 月 15 日に公表される予定です。当決算に関する詳細は、2010 年第 4 四半期の補足財務データをご参照ください。ドイツ銀行 AG のホームページ [http://www.db.com/ir/en/content/reports\\_2010./htm](http://www.db.com/ir/en/content/reports_2010./htm) より入手可能です。

本件に関するお問い合わせ先：  
広報部  
電話：(03) 5156-7704

プレスコンファレンスおよびアナリスト向けコンファレンスコールは、本日午前 10 時と午後 2 時（CET：中央ヨーロッパ標準時）に開催されます。当該コンファレンスの内容は、ホームページ [www.db.com](http://www.db.com) より配信されます。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれる結果とは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場の変動、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2010年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれている可能性があります。IFRSに基づき報告された数字との比較には、同じく [www.deutsche-bank.com/ir](http://www.deutsche-bank.com/ir) から入手可能な2010年第4四半期決算補足財務データをご参照ください。

以上

## 資料

## ドイツ銀行グループ損益計算書（未監査）

損益計算書				
単位:百万ユーロ	2010年12月31日に 終了した3ヵ月	2009年12月31日に 終了した3ヵ月	2010年通年	2009年通年
<b>純利息収益</b>	<b>4,521</b>	<b>2,720</b>	<b>15,583</b>	<b>12,459</b>
信用リスク引当金繰入額	406	560	1,274	2,630
<b>信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益</b>	<b>4,115</b>	<b>2,160</b>	<b>14,309</b>	<b>9,829</b>
手数料およびフィー収益	3,055	2,203	10,669	8,911
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債 に係る純利益（損失）	(169)	568	3,354	7,109
売却可能金融資産に係る純利益（損失）	15	(5)	201	(403)
持分法適用投資に係る純利益（損失）	32	9	(2,004)	59
その他の収益（損失）	(27)	40	764	(183)
<b>利息以外の収益合計</b>	<b>2,906</b>	<b>2,815</b>	<b>12,984</b>	<b>15,493</b>
給与手当	3,077	2,354	12,671	11,310
一般管理費	3,055	2,041	10,133	8,402
保険業務に係る費用	182	115	485	542
無形資産の減損	-	(291)	29	(134)
再構築費用	-	-	-	-
<b>利息以外の費用合計</b>	<b>6,314</b>	<b>4,219</b>	<b>23,318</b>	<b>20,120</b>
<b>税引前利益</b>	<b>707</b>	<b>756</b>	<b>3,975</b>	<b>5,202</b>
法人所得税費用（ベネフィット）	102	(554)	1,645	244
<b>純利益</b>	<b>605</b>	<b>1,310</b>	<b>2,330</b>	<b>4,958</b>
非支配持分株主に帰属する純利益（損失）	4	(6)	20	(15)
ドイツ銀行株主に帰属する純利益	601	1,316	2,310	4,973



## 資料

### ドイツ銀行グループ主要財務指標（未監査）

	2010年 第4四半期	2009年 第4四半期	増減 (前年同四半期比)
ドイツ銀行株式 株価(期末) <sup>(1)</sup>	€39.10	€44.98	(13) %
ドイツ銀行株式 高値 <sup>(1)</sup>	€42.93	€53.05	(19) %
ドイツ銀行株式 安値 <sup>(1)</sup>	€35.93	€41.23	(13) %
基本的1株当たり利益 <sup>(2)</sup>	€0.65	€1.89	(66) %
希薄化後1株当たり利益 <sup>(2)(3)</sup>	€0.63	€1.82	(65) %
平均流通普通株式数(基本的、百万株) <sup>(2)</sup>	920	695	32 %
平均流通普通株式数(希薄化後、百万株) <sup>(2)</sup>	948	721	31 %
平均株主持分合計利益率(税引後)	5.2 %	14.9 %	(9.7) ppt
税引前平均株主持分合計利益率	6.0 %	8.7 %	(2.7) ppt
税引前平均アクティブ資本利益率	6.1 %	8.6 %	(2.5) ppt
基本的流通株式1株当たり純資産 <sup>(4)(5)</sup>	€52.73	€52.65	0 %
費用/収益比率 <sup>(6)</sup>	85.0 %	76.2 %	8.8 ppt
報酬比率 <sup>(7)</sup>	41.4 %	42.5 %	(1.1) ppt
非報酬比率 <sup>(8)</sup>	43.6 %	33.7 %	9.9 ppt
純収益合計 単位:百万ユーロ	7,427	5,535	34 %
信用リスク引当金繰入額 単位:百万ユーロ	406	560	(28) %
利息以外の費用合計 単位:百万ユーロ	6,314	4,219	50 %
税引前利益 単位:百万ユーロ	707	756	(6) %
純利益 単位:百万ユーロ	605	1,310	(54) %
資産合計 <sup>(9)</sup> 単位:十億ユーロ	1,906	1,501	27 %
株主持分合計 <sup>(9)</sup> 単位:十億ユーロ	49.2	36.6	34 %
コアTier 1自己資本比率 <sup>(9)(10)</sup>	8.7 %	8.7 %	0.0 ppt
Tier 1 自己資本比率 <sup>(9)(10)</sup>	12.3 %	12.6 %	(0.3) ppt
拠点数 <sup>(9)</sup>	3,083	1,964	57 %
内、ドイツ国内の拠点数	2,087	961	117 %
従業員数(常勤相当) <sup>(9)</sup>	102,062	77,053	32 %
内、ドイツ国内の従業員数	49,265	27,321	80 %
長期格付 <sup>(9)</sup>			
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	Aa3	Aa1	
スタンダード・アンド・プアーズ	A+	A+	
フィッチ・レーティングス	AA-	AA-	

- (1) 比較の為、株価は2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行の影響を反映したものである。
- (2) 平均基本的/希薄化後流通株式数は、2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行のボーナス要素による影響を反映したものである。
- (3) 希薄化後1株当たり利益は、想定される転換による分子への影響を含む。
- (4) 基本的流通株式1株当たり純資産は、株主持分を流通株式数で除したものとして定義される（共に期末現在）。
- (5) 比較の為、流通株式数は2010年10月6日より前の全期間にわたって調整されている。これは、増資に関連した新株予約権発行の影響を反映したものである。
- (6) 費用/収益比率は、利息以外の費用の、収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (7) 報酬比率は、給与手当の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (8) 非報酬比率は、報酬および利息以外の費用（利息以外の費用合計から給与手当を差し引いた額）の収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前純利息収益に利息以外の収益を加えた額）に対する比率。
- (9) 期末時点。
- (10) 自己資本比率は、Tier 1、コアTier 1 各々の自己資本を、クレジット/市場/オペレーショナルリスクに対するリスク・ウェイト・アセットに関連付けている。ドイツ銀行法セクション64h(3)における経過措置項目を除く。

株価情報の出所：トムソン・ロイター。高値および安値は、Xetraにおける日中取引最高値／最安値を表示

- \* 本資料に掲載されている数字は四捨五入をしているため、必ずしも合計金額と一致するものではなく、比率も絶対値を正確には反映していません。

## 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2009年12月31日現在1兆5,010億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2009年12月31日現在で、ドイツ銀行は、フルタイム換算で77,053名の従業員を雇用し、世界72か国で1,964を超える支店（そのうち49%はドイツ国内）を運営している。ドイツ銀行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

### 2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2010年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝112.20円）により計算されている。）

#### (a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
利息以外の収益合計	19,639 (22,035)	21,560 (24,190)	21,980 (24,662)	1,160 (1,302)	15,493 (17,383)
税引前利益（損失）	6,112 (6,858)	8,339 (9,356)	8,749 (9,816)	-5,741 (-6,441)	5,202 (5,837)
当期純利益（損失）（注2）	3,529 (3,960)	6,079 (6,821)	6,510 (7,304)	-3,896 (-4,371)	4,958 (5,563)
普通株式	1,420 (1,593)	1,343 (1,507)	1,358 (1,524)	1,461 (1,639)	1,589 (1,783)
株主持分合計	29,936 (33,588)	33,169 (37,216)	37,893 (42,516)	30,703 (34,449)	36,647 (41,118)
資産合計	992,161 (1,113,205)	1,520,580 (1,706,091)	1,925,003 (2,159,853)	2,202,423 (2,471,119)	1,500,664 (1,683,745)
B I S 規制自己資本比率（Tier 1 / Tier 2 / Tier 3 合計）（%）	13.5	12.5	11.6	12.2	13.9
1株当たり株主持分 （ユーロ（円））	59.21 (6,643)	70.35 (7,893)	79.32 (8,900)	52.59 (5,901)	57.81 (6,486)
基本的1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	7.62 (855)	12.96 (1,454)	13.65 (1,532)	-7.61 (-854)	7.92 (889)

（注1）2009、2008および2007事業年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示された。比較のため、2006年度に関する連結財務諸表もまた、IFRSに基づき準備された。2006年12月31日まで、連結財務諸表は、米国で一般に認められた会計原則（U.S. GAAP）に基づき作成されていた。上記の表では、2009年度、2008年度、2007年度および2006年度についてはIFRSに基づき、また、2005年度および2004年度については、U.S. GAAPに基づき表示されている。

（注2）当期純利益（損失）のうち、-15百万ユーロ、-61百万ユーロ、36百万ユーロおよび9百万ユーロは、それぞれ2009年度、2008年度、2007年度および2006年度の少数株主に帰属する純利益（損失）である。U.S. GAAPでは、少数株主に帰属する純利益は費用として計上されている。

## (b) ドイツ銀行

(単位：百万ユーロ (億円) )

年 度	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
収益合計	48,231 (54,115)	51,750 (58,064)	58,257 (65,364)	56,419 (63,302)	32,513 (36,480)
営業利益 (損失)	9,951 <sup>(注3)</sup> (11,165)	6,569 (7,370)	5,371 (6,026)	-5,407 (-6,067)	718 (806)
当期純利益 (損失)	3,672 (4,120)	4,280 (4,802)	2,757 (3,093)	-2,185 (-2,452)	1,173 (1,316)
資本金	1,420 (1,593)	1,343 (1,507)	1,358 (1,524)	1,461 (1,639)	1,589 (1,783)
資産合計	1,429,341 (1,603,721)	1,454,664 (1,632,133)	1,790,676 (2,009,138)	2,250,665 (2,525,246)	1,538,623 (1,726,335)
純資産額	20,893 (23,442)	21,965 (24,645)	23,181 (26,009)	20,942 (23,497)	22,764 (25,541)
1株当たり純資産額 <sup>(注1)</sup> (ユーロ (円) )	32.72 <sup>(注4)</sup> (3,671)	38.03 (4,267)	39.20 (4,398)	36.14 (4,055)	35.39 (3,971)
1株当たり利益 (損失) (ユーロ (円) )	7.14 <sup>(注4)</sup> (801)	8.16 (916)	5.20 (583)	-3.83 (-430)	1.89 (212)
1株当たり配当 (ユーロ (円) )	2.50 (281)	4.00 (449)	4.50 (505)	0.50 (56)	0.75 (84)
配当性向 (%)	35.0	49.0	86.5	N/A	39.7
従業員数 (人) <sup>(注2)</sup>	25,927	25,975	28,013	29,434	28,497

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) フルタイム換算の平均従業員数。

(注3) 当行のトレーディング業務の評価方法の変更、およびリスク調整時価方式の採用が、9,951百万ユーロに上る営業利益に主要な貢献を果たした。

(注4) 2006年1月24日、取締役会が当行の自己株式4,000万株を消却する旨の決議を行ったことを考慮している。自己株式の消却後の発行済株式数は、514,535,270株であり、配当可能利益を除外した資本金および準備金は、16,837百万ユーロであった。